

第3次
高知県DV被害者支援計画



平成29年3月
高 知 県

はじめに

配偶者や恋人等、ごく親しい間柄の相手からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにも関わらず、長い間家庭や個人の問題とされ、多くの被害者が苦しんできました。



こうした中、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が制定され、平成26年の改正を経て、DV被害者の支援に向けての環境が段階的に整備されてきております。

県ではこれまで「高知県DV被害者支援計画」に基づき、相談体制の整備や被害者の安全の確保、民間支援団体等と協働した広報・啓発などの取組を着実に進めてまいりました。平成26年度に県が実施した県民意識調査では、県民の皆様のDVに対する認識の高まりも見られているところです。

一方で、DVを経験したことがある方の約4割が「どこにも、誰にも相談しなかった。」と回答されていることから、依然として、DV被害が潜在化している状況がうかがえるほか、小さなお子さん連れの方や、精神的なケアを要する方など、複雑かつ多様な事情を抱えた方からの相談も多くなっております。

こうした課題を踏まえ、第3次計画では引き続き、「DVを許さない社会づくり」や「DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり」、「DV被害者の一時保護体制の充実」、「DV被害者の自立支援」、「地域における取組の推進」の5つを基本の柱とし、相談窓口のさらなる周知やDV被害者の自立に向けた支援の充実に取り組むこととしております。

今後とも、この計画に基づき、市町村や関係機関・団体の皆様方と連携を図りながら、DV被害者が安心して地域で暮らせる社会、DVのない社会の実現を目指して取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、計画の策定にご協力をいただきました皆様方に、心より感謝申し上げます。

平成29年3月

高知県知事 尾崎 正直

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の対象	2
4 計画の期間	3
5 計画の進行管理	3

第2章 高知県におけるDVの現状

1 県民意識調査の結果	4
2 DVに関する相談の状況	6
3 一時保護の状況	7

第3章 基本的方向

1 計画の基本理念	10
2 第3次計画の策定にあたっての視点	10
3 計画の体系	12

第4章 具体的な取組内容

基本の柱1 DVを許さない社会づくり	14
重点目標(1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進	14
重点目標(2) DV防止のための教育・普及啓発	16
重点目標(3) 若年層に対する予防教育の推進	18
重点目標(4) 加害者への対応	20
基本の柱2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	22
重点目標(1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	22
重点目標(2) 配偶者暴力相談支援センターの機能の強化	25
重点目標(3) DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ、専門性の向上	28
重点目標(4) 誰もが相談しやすい体制づくり	30
基本の柱3 DV被害者の一時保護体制の充実	32
重点目標(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	32
重点目標(2) 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実	35
重点目標(3) 民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実	38
基本の柱4 DV被害者の自立に向けた支援	39
重点目標(1) DV被害者の生活再建	39
重点目標(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	42
基本の柱5 地域における取組の推進	45
重点目標(1) 地域における見守り体制づくり	45
重点目標(2) 地域における早期発見、通報及び相談体制づくり	47
重点目標(3) 地域における自立に向けた支援の取組	48
DV被害者支援の流れ(連携図)	50

1. 計画策定の経過
2. 高知県DV被害者支援計画策定委員会設置要綱
3. 平成26年度男女共同参画社会に関する県民意識調査報告書（抜粋）
4. DV被害者支援に係る県及び国の動き等推移
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
6. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）
7. ストーカー行為等の規制等に関する法律
8. 高知県男女共同参画社会づくり条例
9. DVについての主な相談機関

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、多くの場合、女性が被害者になることから、男女共同参画社会を形成していくうえで解決しなければならない重要な課題です。

DVは、配偶者や恋人等のごく親密な関係にある相手からの暴力であるため、家庭内等、外部の目が届きにくい場所で行われることが多く、また、周囲が気が付いても「家庭の問題」「他人が口出しすることではない」と見過ごされ、潜在化しやすい特徴があります。また、様々な種類の暴力が重複して加えられたり、暴力の程度や頻度がエスカレートし、長期化していくことで、被害が深刻化しやすいという特徴もあります。

このため、国は平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定し、その後、数度の改正を経て、DVの対象行為や相手方が拡充されるなど、被害者保護に向けた取組が進められています。

本県では、DV防止法に基づき、平成18年度に高知県DV被害者支援計画を策定しました。この計画に基づき、女性相談支援センター^{※1}をDV被害者支援、DV対策の中心と位置付け、市町村や民間支援団体などの関係機関との連携のもと、配偶者からの暴力の防止と、被害者の発見、保護から自立に向けた切れ目のない支援に取り組んできました。

このような取組により、配偶者暴力相談支援センターに寄せられる被害者からの相談件数は、同センターが開設された翌年の平成15年度の188件から徐々に増え続け、平成22年度には632件にのぼりました。その後、緩やかに減少し、近年は400件前後で推移しています。

このことは、県民のDVに対する認識が一定深まった結果とも考えられますが、その一方で、県民意識調査^{※2}では、DV行為を経験した（加害・被害とも）人のうち、「誰（どこ）にも相談しなかった」人が約4割を占めており、まだまだDVが潜在化していることもうかがえます。

こうした中、現行の第2次DV被害者支援計画の計画期間が平成28年度末で終了することから、これまでの取組の成果や課題を整理したうえで、第3次計画を策定するものです。

※1 女性相談支援センターは、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者救済の中核的な役割を担っている。

※2 平成26年度に県が行った「男女共同参画社会に関する県民意識調査」。4ページを参照。

2 計画の性格

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3に規定された、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための取組を、総合的、体系的に実施するための基本的な計画です。
- (2) この計画は、「高知県男女共同参画社会づくり条例」第7条に規定する「男女共同参画計画」である「こうち男女共同参画プラン」の中で、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指す取組としても位置づけています。
- (3) この計画は、暴力のない社会を実現するために、本県のDV問題に関し、現状と課題を踏まえて、その問題の解決のために計画期間内に取り組むべき重点目標や、取組項目の内容を示すものです。

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（通称：DV防止法）】

～抜 粋～

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 (省 略)

3 市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の対象

この計画は、DV防止法に定める「配偶者からの暴力」を対象としていますが、「高知県男女共同参画社会づくり条例」で支援の対象としている配偶者以外の親族、さらには、恋人など身近な関係にある者からの暴力「デートDV」についても、対応することとします。

配偶者からの暴力：配偶者等（事実婚、同棲相手含む。いずれも「元」を含む。）からの身体に対する暴力、または、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動のこと。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内でも、DV防止法第2条の2に基づく国の基本方針の見直しや、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

5 計画の進行管理

この計画の取組を着実に進めていくために、毎年PDCA^{※3}による検証と見直しを行うとともに、実施状況を高知県男女共同参画推進本部やこうち男女共同参画会議に報告し、意見を求めます。また、各年の実施状況等については、その内容を毎年公表します。

※3 P・計画、D・実行、C・検証、A・改善を回していく「PDCAサイクル」を活用し、取組の進行管理をするものです。

第2章 高知県におけるDVの現状

1 県民意識調査の結果

県では、こうち男女共同参画プランを改定するにあたり、平成26年度に県内の20歳以上の男女2,000人を無作為に抽出して、「男女共同参画社会に関する県民意識調査」（有効回収数：1,015人、有効回収率：50.8%）を実施し、DVについても質問しています。（資料編54ページ参照）

（1）DV経験有無

配偶者や恋人からの暴力の経験の有無を確認したところ、約2割の人が何らかのDV行為を「直接、経験したことがある」と回答しています。

	26年度	21年度
・直接経験したことがある	20.6%	28.1%
・身近に見聞きしたことがある	38.7%	20.1%
・経験したことも見聞きしたこともない	39.3%	39.2%

（2）DVの内容別 加害・被害有無

DVの内容別で、加害と被害があったと回答した割合は、以下のとおりです。

	加害の経験 あり	被害の経験 あり
・大声でどなる	32.5%	51.6%
・小バカにするようなことを言ったり、態度を取る	28.7%	48.8%
・素手で殴ったり、足でける	25.8%	39.7%
・何を言っても長時間無視し続ける	22.0%	29.7%
・物を投げつける。突き飛ばしたり、壁に叩きつける	13.8%	34.0%

（3）DV相談有無及び相談相手

DV行為について、打ち明けたり、相談した相手については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した方が約4割（男性58.0%、女性32.8%）と最も高くなっています

相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」（42.9%）、「自分にも悪いところがあると思ったから」（24.2%）、「相談しても解決しないので、無駄だと思ったから」（24.2%）の順になっています。

以下は、男女別の相談先の割合（複数回答）です。男女とも公的な機関への相談割合が低いことと、特に男性は女性と比較して相談しない傾向が高くなっています。

	女性	男性
・ どこ（誰）にも相談しなかった	32.8%	58.0%
・ 家族、親戚	39.5%	14.8%
・ 友人、知人	41.2%	26.1%
・ 警察	4.2%	0.0%
・ 女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）	2.5%	0.0%
・ こうち男女共同参画センター	0.8%	0.0%

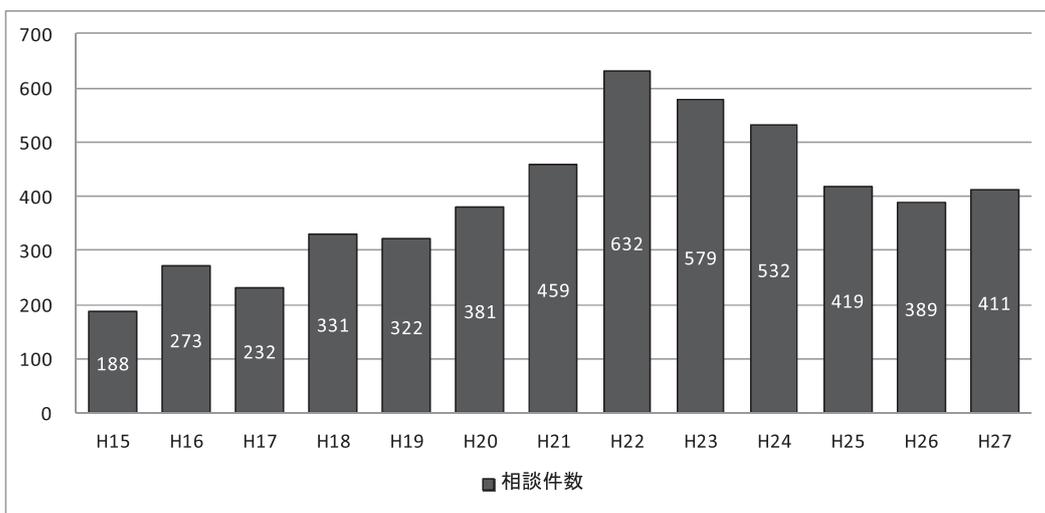
2 DVに関する相談の状況

(1) DVに関する相談件数等

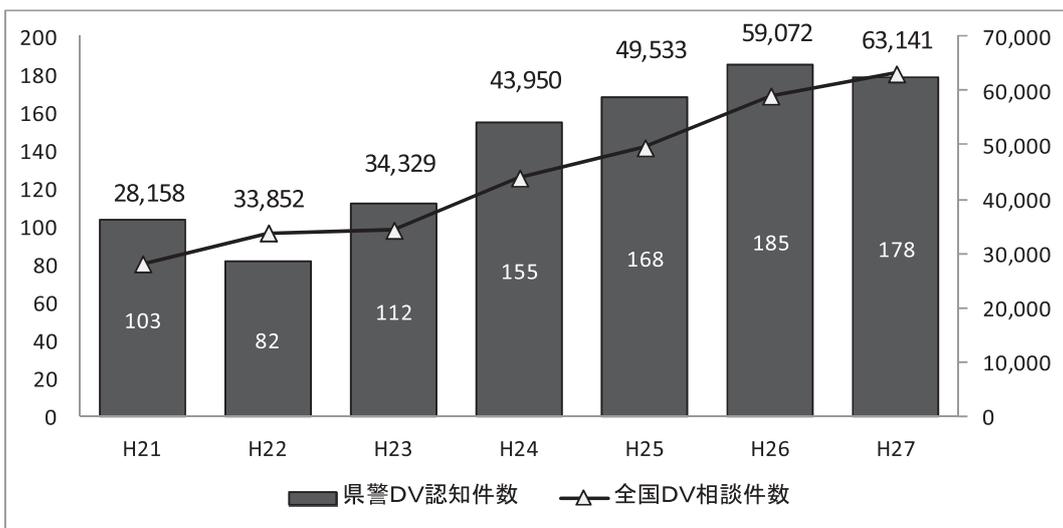
県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられるDV相談の件数は、センター設立の翌年度の平成15年度の188件から徐々に増加した後、平成22年度の632件をピークに減少に転じ、近年は400件前後で推移しています。

一方で、高知県警察におけるDV認知件数は平成24年度から大きく増加しており、県内におけるDVの件数が減少しているとは言えない状況にあります。

●配偶者暴力相談支援センターでのDVに関する相談件数推移



●警察におけるDV認知件数推移



3 一時保護の状況

(1) 一時保護件数等

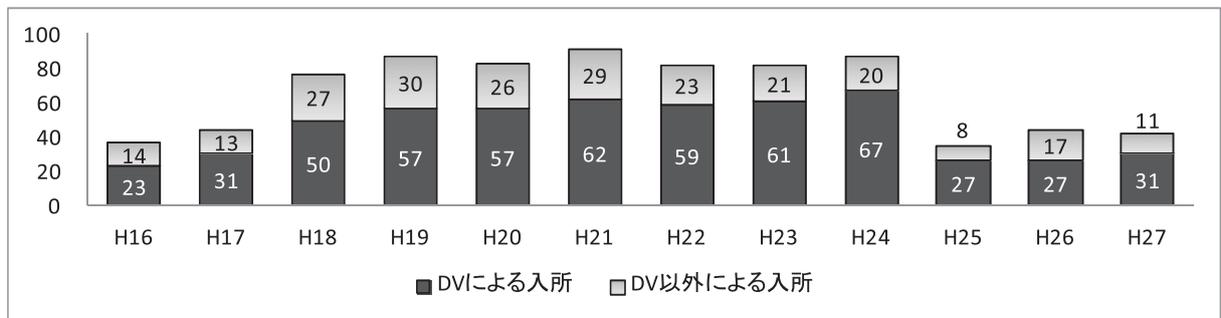
女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）の一時保護件数は、平成18年度から24年度までは、80件から90件程度で推移していましたが、近年は40件前後で推移しています。

うち、DVを理由とした一時保護件数は、平成16年度の23件から平成24年度の67件までは概ね増加傾向にありましたが、平成25年度以降は30件前後でほぼ横ばいの状況が続いています。また、一時保護の理由としてはDVの割合が最も高く、概ね6割から8割の間で推移しています。

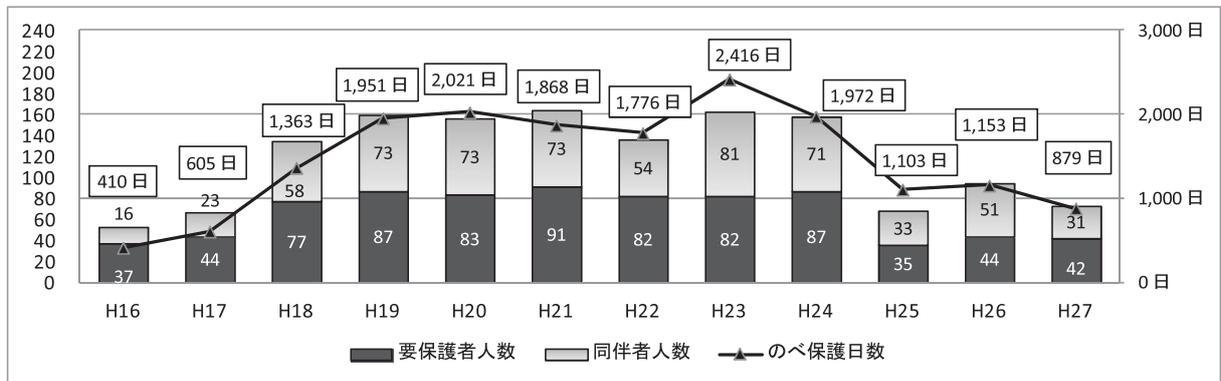
また、一時保護された要保護者と同伴者の人数と、のべ保護日数は、平成23年度をピークに、近年は減少傾向にあります。

●女性相談支援センターにおける一時保護件数推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
DV以外による入所	14	13	27	30	26	29	23	21	20	8	17	11
DVによる入所	23	31	50	57	57	62	59	61	67	27	27	31
DVの割合	62.2%	70.5%	64.9%	65.5%	68.7%	68.1%	72.0%	74.4%	77.0%	77.1%	61.4%	73.8%
一時保護件数	37	44	77	87	83	91	82	82	87	35	44	42



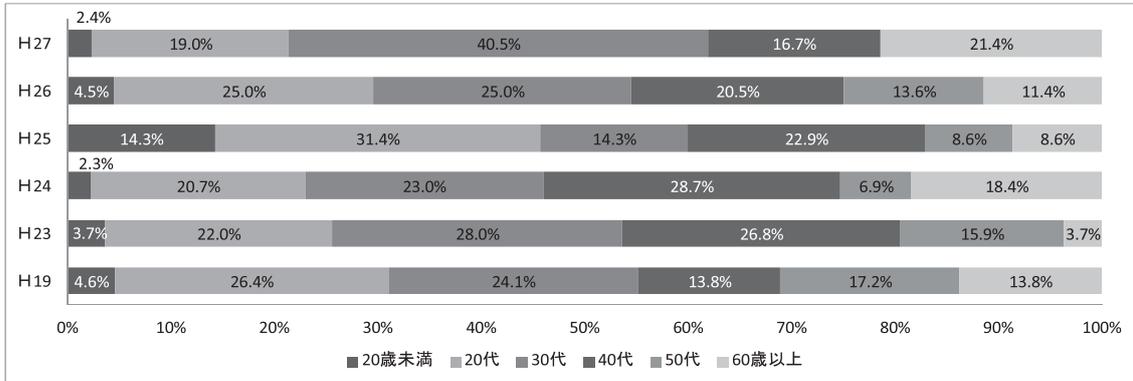
●要保護者、同伴者人数及びのべ保護日数推移



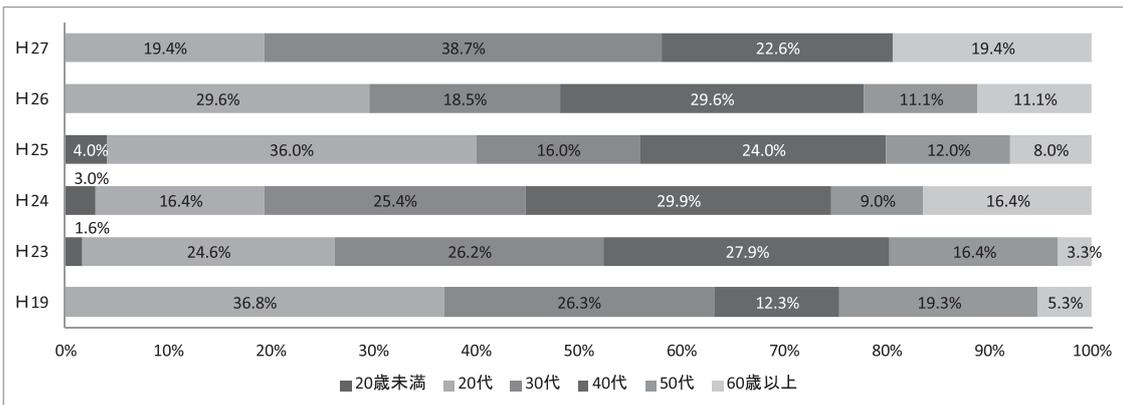
(2) 年代別割合

一時保護者全体、あるいはDVを理由とした一時保護者の年代別割合をみると、年度によってバラつきはあるものの、20歳代から40歳代が多くを占めています。

●一時保護者年代別割合（全体）



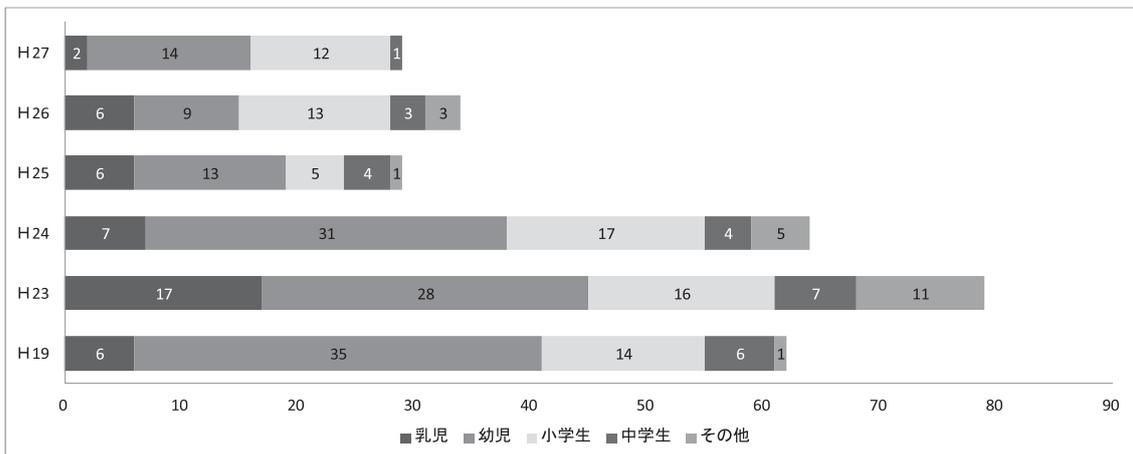
●一時保護者年代別割合（DV被害者）



(3) 同伴者の状況

一時保護者の多くが20歳代から40歳代の子育て世代であることから、同伴者の内訳を見ると、乳児を含む中学生以下の子どもが約9割となっています。

●DV被害者の同伴者の状況



(4) 一時保護所退所後の行き先

一時保護後の状況を見ると、自立支援施設^{※4}や母子生活支援施設^{※5}などの「各種施設」に入所したり、「借家・アパート」に入居、あるいは「住込」で自立した生活を始める被害者がいる一方で、帰宅する被害者が3割程度います。

帰宅する理由は様々ですが、小さな子ども連れでは住む場所の確保や、安定した収入を得られる職に就くことが難しいといったことも、大きな理由の一つとなっています。

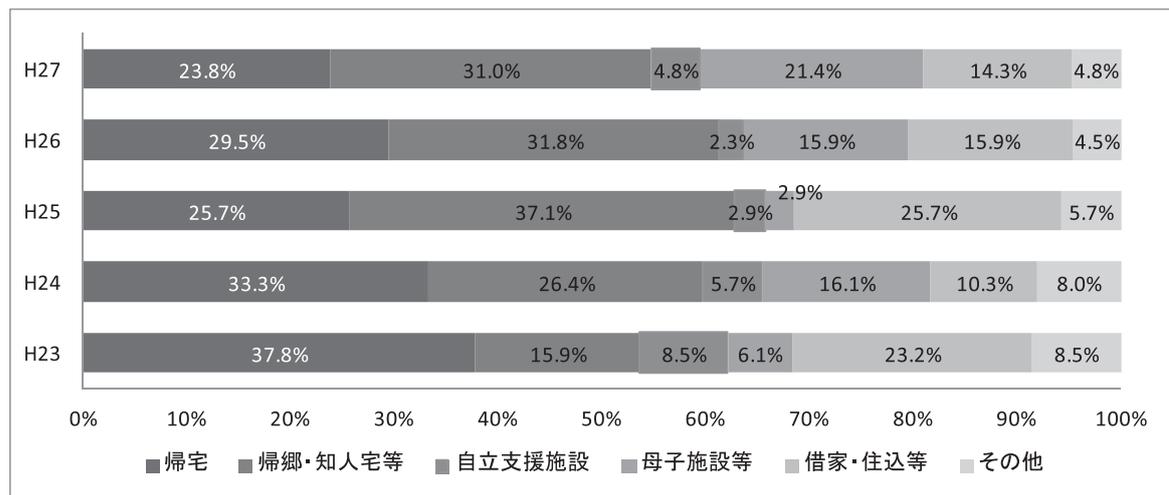
そのため、地域で安心して生活を送れるように、自立に向けた各種支援や見守りが非常に重要だと言えます。また、帰宅した場合でも、またDVの被害に遭っていないか、新たな問題が生じていないか等、継続的に見守っていく必要があります。

●一時保護所退所後行き先別件数推移

単位：件

	帰宅	帰郷・知人宅等	自立支援施設	母子施設等	借家・住込等	その他	計
H27	10	13	2	9	6	2	42
H26	13	14	1	7	7	2	44
H25	9	13	1	1	9	2	35
H24	29	23	5	14	9	7	87
H23	31	13	7	5	19	7	82

●一時保護所退所後行き先別割合推移



※4 一時保護所退所後に、引き続き自立に向けた支援を必要とする女性に対して、住と食を提供し自立を支援する施設。

※5 18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、母子家庭に準じる家庭の女性と子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援する施設。

第3章 基本的方向

1 計画の基本的認識

全ての人の人権が尊重され、DVをはじめとする暴力を許さない社会を実現するため、次の基本的な認識のもとに取組を進めます。

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- (2) DVは、被害者はもとよりDVが行われる家庭の子どもやその他の家族の心身にも深刻な影響を及ぼすものです。被害者は、自らの意思に基づき、安全に、安心して、自分らしい生活を営む権利があります。
- (3) DVの防止と、自立支援を含む被害者の適切な保護を図ることは、国、県、市町村の責務です。
- (4) DVをはじめとする暴力を許さない社会を実現するためには、県民の皆さんをはじめ、国、県、市町村、民間団体等の連携と協力が不可欠です。

2 第3次計画の策定にあたっての視点

これまでの取組による成果と課題をふまえ、第3次計画の策定にあたっては、引き続き、以下の視点のもとに、次ページ以降の基本の柱及び重点目標を掲げ、取組を進めることとします。

(1) 関係機関・団体間の連携のさらなる強化

DVの防止や、早期発見、保護から自立に向けた一連の被害者支援の取組は、広範囲で多岐にわたるため、国や県、市町村といった公的機関と民間支援団体等が連携して取り組んでいくことが不可欠です。そのため、関係機関・団体間の連携の強化に向けて取り組みます。

(2) 教育と普及啓発のさらなる強化

DV問題の解決のために、DV加害者や被害者を生み出さないための、若年層に対する予防教育を強化するとともに、人権教育やDV防止の意識啓発を推進します。

経済団体や福祉・医療分野の各団体等と連携し、職場を通じた啓発や相談窓口の周知等を図ります。

(3) 暴力の連鎖を断つための子どものケアの充実

DV被害を目撃^{※6}したり、自身も虐待を受けた子どもは、心身ともに深く傷つき、その人格形成や今後の人間関係づくりにおいて深刻な影響を受けている場合があります。そのため、DV被害者の子どもに対しても、将来のDV被害者や加害者を生み出すこと

※6 児童の前で配偶者等にDV行為を行い、見せることは「面前DV」と言われます。「児童虐待の防止等に関する法律」第2条第4項で、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」を児童虐待と定義しています

とならないよう、学校や家庭でのケアを充実させます。

(4) 一時保護所退所後のフォローアップの強化

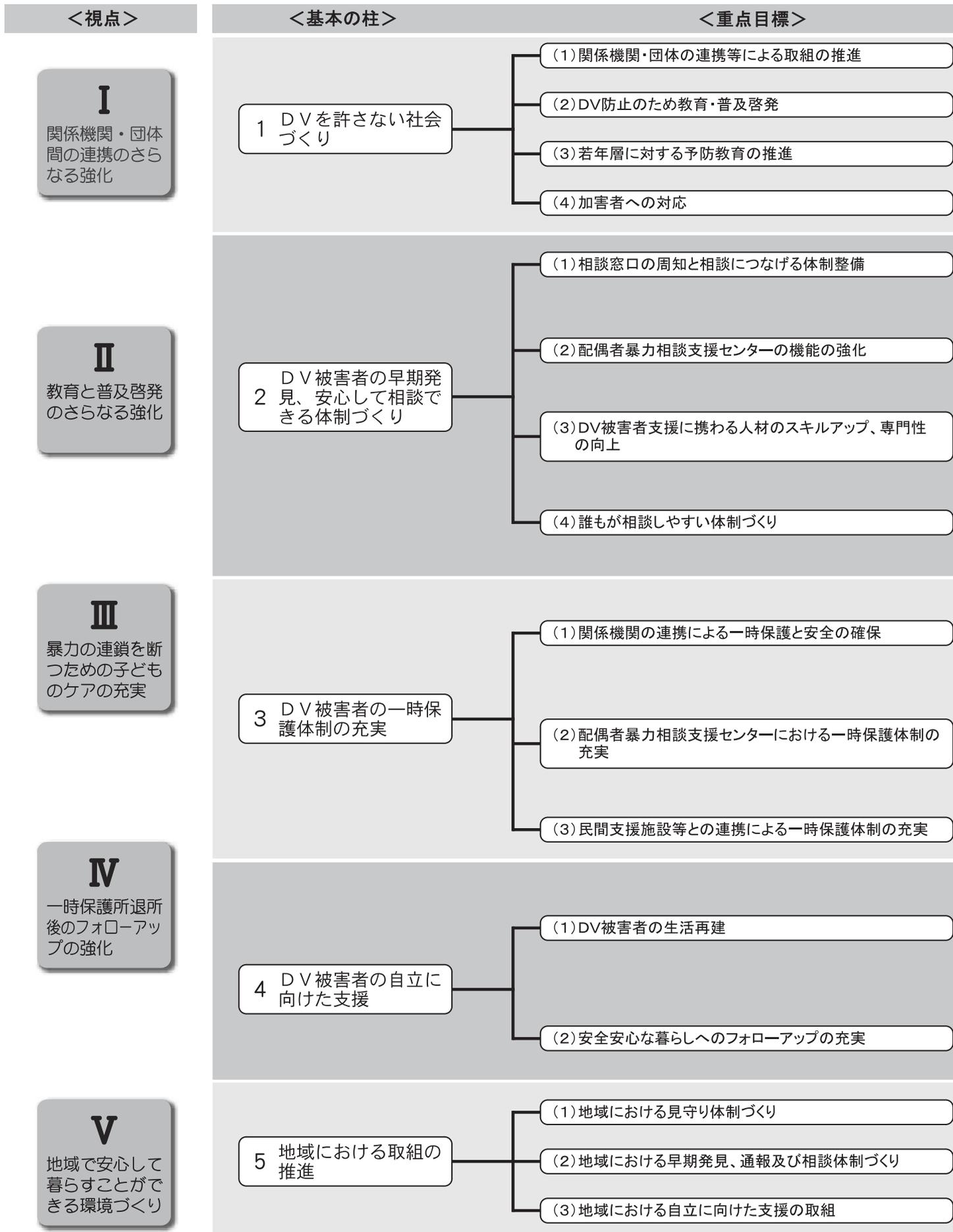
DV被害者が自立した生活を安心して送ることができるよう、配偶者暴力相談支援センターによる入所時からの継続した見守りや心のケア等のフォローアップを行います。

さらに、被害者の生活再建のためには、就労が非常に重要となることから、ハローワークや高知家の女性しごと応援室等と連携した、きめ細かな就労支援等、関係機関と連携した支援を行っていきます。

(5) 地域で安心して暮らすことができる環境づくり

DV被害者が地域で安心して暮らすことができるよう、市町村や地域の関係機関等が連携し、地域全体で見守っていける環境を整えます。

3 第3次DV被害者支援計画の体系



<取組項目>

① 関係機関・団体との連携強化

① 生涯にわたる人権教育の推進
② DV防止の意識啓発の推進

① 若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施

① 加害者への厳正な対応
② 加害者の気づき・更生を促す広報・啓発や相談の実施

① 配偶者暴力相談支援センターの周知
② DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備

① 配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上
② 相談員のメンタルヘルスケアの充実
③ 市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化
④ 県の他機関との連携強化

① 各種相談窓口職員のスキルアップ・専門性の向上
② 職務関係者を対象とした人権研修の推進

① 配偶者暴力相談支援センターの周知
② 各種相談機関における相談機能の強化
③ 相談窓口のバリアフリー化
④ 若者や男性等、誰もが相談しやすい環境づくり

① 関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保
② 迅速かつ安全な一時保護の実施
③ DV被害者等に関する情報保護の徹底
④ 司法手続きに関する支援

① DV被害者の心理ケアの充実
② 子どもの心身のケアの充実
③ 保育、学習支援の充実
④ 災害に備えた体制づくり

① 一時保護所以外の保護できる場の確保
② 民間シェルターへの支援

① 一時保護所入所時からの継続した自立支援
② 各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援
③ 住宅の確保に向けた支援
④ 就労に向けた支援
⑤ 民間団体等による支援の拡充に向けた取組の実施

① 関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り
② 被害者及び子どもの心身の回復の支援
③ 地域での居場所づくり

① 市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化【再掲】
② 関係機関等との連携強化に向けた取組

① 関係機関等との連携強化に向けた取組

① 生活再建に向けた見守り支援
② 子どもの健やかな成長の見守り

関係機関が
連携して、
まずは予防

安全・安心な場で
心身を回復

早期発見・通報と
相談の充実で
早めの手立て

地域で
継続的
な見守り

生活再建と
自立に
向けた支援

第4章 具体的な取組内容

基本の柱 1

DVを許さない社会づくり

重点目標（1）関係機関・団体の連携等による取組の推進

【現状と課題】

- DV対策は、DVの防止に向けた広報・啓発から、被害者の保護、自立に向けた支援や見守りまで、広範多岐にわたるため、配偶者暴力相談支援センターを中心とした県だけでなく、最も身近な行政主体である市町村や警察、各種民間支援団体などが連携して様々な取組を行っています。今後は、セーフティネットの網の目をさらにきめ細かくし、切れ目のない支援を行うために、関係機関等との連携をより強化するとともに、県民を含めた社会全体でDVを許さない社会づくりに向けた意識の醸成を図る必要があります。
- 行政や関係機関・団体等で構成するDV対策連携支援ネットワークは、参加団体の拡充を徐々に図りつつ、被害者の保護や自立に向けた支援を行っています。複合的な支援が求められる被害者が増加する中、一層のネットワークの拡充と、被害者が暮らす地域単位でのネットワークづくりが必要です。

【今後の取組】

DVを許さない社会づくりに向けて、国や県、市町村といった公的機関と、民間支援団体や地域の社会福祉施設などとの連携体制を強化します。

取組項目) ①関係機関・団体との連携強化	担当課等
<p>●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催</p> <p>地域単位でのセーフティネットを充実させるため、地域で被害者に直接、接する機会が多い、市町村や福祉保健所、警察署、社会福祉協議会などの関係機関で構成する関係機関連絡会議を福祉保健所圏域ごとに開催することで、DVに対する理解を深めるとともに、情報共有を図り、被害者の支援に関する共通認識を持ち、地域におけるすき間のないネットワークの構築を目指します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 福祉保健所 警察本部</p>

<p>●DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大</p> <p>国や市町村、警察の他、医療関係団体、高齢者等支援団体、民間シェルターなど、DV被害者に関わる可能性のある様々な機関・団体に構成される「DV対策連携支援ネットワーク」による被害者への総合的な支援の検討を行うとともに、より効果的な支援を行うために、研修等を通じた参加団体の専門性の向上や、参加団体の拡充による支援の輪の拡大を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター こうち男女共同参画センター「ソーレ」 警察本部</p>
<p>●市町村との連携強化</p> <p>被害者の発見から地域における自立まで、最も身近な行政窓口となる市町村の果たす役割が大きいことから、連携強化に向けた各種取組を実施します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>
<p>●民間支援団体との連携</p> <p>民間支援団体による広報・啓発活動や、一時保護所の退所者に対する支援金の支給や支援物資の提供等の、自立に向けた支援等が行われています。今後も継続的に支援を行っていただけるよう、働きかけを行うとともに、連携を強化していきます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>
<p>●各機関・団体の研修会等でのDV防止に向けた啓発の実施</p> <p>民生委員・児童委員協議会等の各種機関や団体等が開催・出席する会合、イベント等の場を活用して、構成メンバーや参加者等に対してDVの広報・啓発や、DV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼を行います。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 福祉保健所 高齢者福祉課 障害保健福祉課 国際交流課</p>

※知事部局及び公営企業局については、担当課等に所属名まで記載しています。

※広く連携や情報共有等に取り組む項目では、担当課等は代表として県民生活・男女共同参画課を記載しています。

※本県では、女性相談支援センターが配偶者暴力相談支援センターの役割を担っており、担当課等では「女性相談支援センター」と表記します。

※こうち男女共同参画センター「ソーレ」の以下の表記は、ソーレのみとします。

重点目標（2）DV防止のための教育・普及啓発

【現状と課題】

- DV問題の根本的な解決のためには、被害者や加害者を生み出さないための予防教育やDVに対する正しい理解を深めるための広報・啓発が不可欠です。平成26年度に県が実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」では、平成21年に実施した前回調査結果と比べて、県民のDVに対する意識の高まりが見られますが、今後も継続的にDV防止に向けた広報・啓発活動や予防教育を様々な場面で行っていく必要があります。
- DVは、犯罪ともなる行為をも含む重大な人権侵害の一つです。乳幼児期からそれぞれの年齢に応じた人権教育を行い、相手の人格を尊重するとともに、自分を大切に思う自尊感情を育てることが、DVやいじめ、様々な虐待や差別等の人権侵害を解消する上で非常に重要となります。

【今後の取組】

保育所・幼稚園等から小学校・中学校・高等学校・専門学校・大学等と、それぞれの年齢に応じてDV防止を含めた人権教育を継続的に行うとともに、職域や地域等における人権研修実施の働きかけ等により、DVを許さない社会づくりに向けた県民の意識の醸成を図ります。

取組項目) ①生涯にわたる人権教育の推進	担当課等
<p>●学校・保育所・幼稚園等における人権教育の推進 発達段階に応じた人権教育を行うことで、相手の人権とともに自分を大切にす気持ちや自尊感情を育みます。 また、子育て世代における人権教育も重要であることから、保護者に対する人権研修の実施についても、市町村等へ働きかけていきます。</p>	教育委員会
<p>●対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施 障害などにより、対人関係を築くことが苦手な子どもがいます。このような子どもの場合、周りの理解が得られないことから精神的に不安定となり、時として暴力に訴えがちなになります。対応は、早いほど効果的であることから、乳幼児期から子どもの特性を十分理解した対応と、長所を伸ばしていく指導を続けることが大切であり、このような視点での教育を進めるため、校内支援体制づくりの推進や、マニュアル等の作成・活用を図ります。</p>	教育委員会
<p>●地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施 DV被害者を支援したり、見守ることのできる人を増やすことを目的に、地域住民のDVに対する正しい理解を深め、DVを許さない意識を醸成するために、町内会や地域での集まり等での人権研修の開催を働きかけるとともに、研修会等への講師派遣等を行います。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ 人権啓発センター 教育委員会

<p>●職域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>女性相談支援センターやソーレ、人権啓発センター等が実施している出前講座等の活用を促し、パワーハラスメントやセクシュアル・ハラスメントとともに、DV防止に向けた内容の社内研修が行われるよう、経済団体と連携し、企業に働きかけます。</p> <p>また、経済団体や医療・福祉分野の各団体などと連携し、職場を通じたDV防止に関する広報・啓発、相談窓口の周知に取り組みます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ 人権啓発センター</p>
--	---

平成26年度に県が実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」の結果からは、DVに対する県民の認識は高まりつつあることが伺えます。一方で、まだ「(被害者の)我慢が足りない。」「被害者にも悪いところがあるのでは。」といった誤った考えが社会に根深く存在しており、それが被害者をさらに追い詰め、DV被害を拡大させています。

「DVとは何か」、「DVが、被害者だけでなく子どもにどういった影響を与えるのか」といった啓発を強化することで、DVに対する正しい理解を深め、DVを許さない意識を醸成していきます。

取組項目) ②DV防止の意識啓発の推進	担当課等
<p>●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発の実施</p> <p>各種広報媒体を活用し、あらゆる機会を捉えて、DVに対する正しい理解を深めるよう啓発し、相談窓口の周知を図ることで、被害者の早期発見・早期対応につなげ、DVを許さない意識を醸成します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 ソーレ 人権啓発センター</p>
<p>●市町村等関係機関・団体への広報・意識啓発実施の働きかけ</p> <p>市町村の広報紙等でのDV防止に関する啓発記事の掲載を働きかけるとともに、広報素材(相談カードやチラシ等)を提供し、地域での広報・啓発活動につなげていきます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課</p>
<p>●リーフレット等の作成及び配布による意識啓発の実施</p> <p>広報・啓発のための素材(リーフレット、カード、チラシなど)を作成し、広く配布・掲示していきます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ 福祉保健所</p>
<p>●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な広報・啓発の実施</p> <p>県では、女性に対する暴力撤廃国際日(11月25日)を含む「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から25日)を中心とした11月に、各種広報・啓発の活動を集中的に実施し、県民に「DVは重大な人権侵害であり、許されない行為である。」ことを強く印象づけます。</p> <p>(DV啓発講演会の開催、民間支援団体と連携した街頭キャンペーンや高知城のパープルライトアップ等の広報イベント、マスメディアや公共交通機関を活用した広報など)。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ 人権啓発センター</p>
<p>●若者や高齢者、障害者、外国人等を対象とした各種相談窓口でのDVに関する広報・啓発の実施</p> <p>若者や高齢者、障害者、外国人など、それぞれの専門相談窓口において、DV防止に関するパンフレット等による広報や理解促進を図ります。</p>	<p>健康対策課 高齢者福祉課 障害保健福祉課 国際交流課</p>

重点目標（3）若年層に対する予防教育の推進

【現状と課題】

- DV防止法の対象は、「配偶者」「事実婚（内縁関係）の相手」「同棲相手」（元を含む）であるため、若者は無関係だと考えられがちですが、DVは決して大人だけの問題ではありません。婚姻や同棲をしていない、いわゆる恋人同士の間柄でも、DVと同様の状況が起こることがあります。これが「デートDV」と呼ばれるものです。
- 精神的な未熟さや若い世代特有の心理等から、束縛を愛だと思い込んだり、友人への対抗意識から性行為の経験の早さを競うことがあります。また、交際相手や出会い系サイト等で知り合った相手との安易な性行為や性行為の強要等による、望まない妊娠・中絶により、女性の側が心身共に深く傷つくといったことが起こりがちです。
- スマートフォンの普及により、GPS機能を使って相手を監視したり、LINE やメール等ですぐに返事を返すよう強要する束縛や、別れた後、交際中に撮った相手の性的な画像をFacebook やLINE といったSNS を利用して拡散させるリベンジポルノなど、新しい形のDVも現れています。特にリベンジポルノは、一旦公開された画像を完全に削除することは難しいため、将来にわたって大きな影響を及ぼすことから、防止に向けた学習を急ぐ必要があります。

【今後の取組】

将来のDV加害者や被害者の発生を予防する観点からも、若い世代にデートDVに関する正しい知識を持ってもらうための予防教育・啓発を行い、対等な関係づくりにつなげます。

取組項目) ①若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施	担当課等
<p>●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した広報・啓発の実施</p> <p>普段当たり前だと思っていることの中に、DVが潜んでいることを気付かせ、お互いの人権を尊重した対等な関係づくりを進めるため、各種広報媒体を活用した広報・啓発を実施します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 ソーレ 人権啓発センター</p>
<p>●リーフレット等の作成及び配布による広報・啓発の実施</p> <p>若者がデートDVに関する正しい理解を得ることができるよう、リーフレットやパネル等を活用して、意識啓発を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 ソーレ</p>

<p>●中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施</p> <p>交際相手の携帯電話を勝手に見たり、異性の連絡先を消す他、メールやLINEの返信を強要することなど、身近なところにデートDVが潜んでいることを、学校の授業やソーレの出前講座等の活用を通して啓発していきます。</p> <p>また、保護者にもデートDVに関する研修等を行い、子どもの加害や被害にいち早く気付くよう促します。</p>	<p>ソーレ 教育委員会</p>
<p>●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>子どもに接する機会の多い教職員に対し、デートDV等の正しい理解を深めるための研修等を実施したり、パンフレット等を配布することで、教材化や授業実践、被害者の早期発見等につなげます。</p>	<p>ソーレ 教育委員会</p>
<p>●高知県思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報・啓発の実施</p> <p>思春期の性の課題に対応している「PRINK」の相談窓口周知カードの作成、配布を行うとともに、相談活動や啓発冊子「思春期ハンドブック」で、男女交際やDV予防についての理解促進を図ります。</p>	<p>健康対策課</p>

重点目標（4）加害者への対応

【現状と課題】

- 加害者の多くは、暴力を「しつけ」などと正当化し、暴力を振るったのは相手が悪いからだと言責任転嫁する特徴があることから、DVは繰り返され、時に相手を替え、新たな被害者を生み出していく危険性が高いと言われています。そのため、早い段階から、DVは人権侵害であり、家庭崩壊にもつながることへの気付きを促し、暴力を問題解決のための手段にしないといった啓発が必要です。
- 警察は、被害が繰り返されないことがないよう、DV防止法に基づく審尋の際には警察官を派出するとともに、加害者の検挙や加害者に対する指導、警告を行うなど、厳正に対応し、被害者の安全を確保しています。十分な対応ができるよう、現場警察官等を対象とした研修の開催など、配偶者暴力相談支援センター等と連携した人材育成を行う必要があります。
- 現在、加害者からの相談については、ソーレや精神保健福祉センターで対応しています。加害者が更生を図る一歩として、加害者を相談窓口につなげることが必要ですので、相談窓口の周知を図るとともに、相談対応者の人材育成・スキルアップのための研修の実施・受講も必要です。
- 加害者更生に対する専門的、継続的な対応は、現時点ではこれが有効といった確立したものがなく、国においても具体的な対策は示されていません。そのため、国や他県の情報等を収集し、その情報を活用して対応策を検討する必要があります。

【今後の取組】

被害者の安全確保に向けて、警察による加害者への厳正な対応を行うとともに、十分な対応ができるよう、現場警察官等のスキルアップを図ります。

取組項目) ①加害者への厳正な対応	担当課等
<p>●現場警察官の加害者への対応能力の向上</p> <p>警察官は、刑罰法令に抵触する場合には、被害者の意思を踏まえて検挙等の措置を講ずるほか、刑事事件としての立件が困難な場合も、加害者に対して指導警告を行うとともに、被害者に対して自衛策等の教示を行います。</p> <p>また、十分な対応が出来るよう、DV担当者に対して専科教養を行い、能力の向上を図っていきます。</p>	警察本部
<p>●保護命令が出された加害者に対する警告の実施</p> <p>警察官は、接近禁止命令や退去命令などの保護命令が出された場合には、加害者に対し、命令内容を十分理解させるとともに、違反した場合には指導警告等、厳正な対応を行います。</p> <p>また、加害者の動向を把握するために、所在確認を徹底するとともに、加害者が裁判所に出頭しない場合にも、迅速に指導警告を行います。</p>	警察本部

加害者の更生のためには、まずは加害者本人がDVとは何かを理解し、今後繰り返さないと決意することが大切です。そのため、加害者の気づきを促し、相談窓口の周知を図るための広報・啓発と、相談窓口の対応充実に向けた人材育成に取り組みます。

また、加害者更生に関する国の調査研究の動向や、他県等の取組情報を積極的に収集し、その情報を活用して、加害者の更生を促す対策を検討します。

取組項目) ②加害者の気づき・更生を促す広報・啓発や相談の実施	担当課等
<p>●加害者を対象とした各種相談の実施</p> <p>男性加害者からの相談については、ソールの「男性のための悩み相談（予約制）」のほか、精神保健福祉センターや各福祉保健所等でも心の健康等の相談に対応しており、必要に応じて医療機関などの専門機関の紹介を行います。</p> <p>また、各種相談窓口の相談員に対して、スキルアップ研修等を実施することで、加害者対応が可能な相談窓口の充実を図ります。</p>	<p>ソール 精神保健福祉センター 福祉保健所</p>
<p>●加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知</p> <p>自分を変えたいと願う加害者など、加害者の状況に応じて、相談窓口や医療機関の情報を提供します。</p> <p>自分の行為がDVだと気づいていない加害者が多いことから、広報紙や加害者向け相談窓口周知カードの作成、配布により、加害者の気づきを促すとともに、相談窓口につなげていきます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 ソール 精神保健福祉センター</p>
<p>●加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討</p> <p>国の調査研究の動向や、他県等の取組情報を積極的に収集し、加害者の更生を促す対策を検討します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 ソール</p>

基本の柱
2

DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり

重点目標（1）相談窓口の周知と相談につなげる体制整備

【現状と課題】

- 平成26年に実施した県民意識調査では、DV被害の経験者のうち、「どこ（誰）にも相談しなかった」人が43.5%を占め、その4.4%が「どこ（誰）に相談してよいのか分からなかった」と回答していることから、配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）をはじめとした相談窓口のさらなる周知が必要です。
- 相談しなかった理由として、「相談するほどではないと思ったから」と答えた人が42.9%おり、特に男性は約6割が「相談するほどではない」と回答しています。相談が被害者支援の第一歩となることから、被害者本人の気づきを促す取組が必要です。そのため、経済団体や福祉・医療・司法関係機関・団体等に広報・啓発のための研修開催を働きかけ、DVに関する正しい知識と相談窓口の周知を図る必要があります。
- DVの渦中にいる被害者本人よりも、被害者と関わる周囲の人たちがDVの実態に気づく場合もあるので、DV被害を発見した場合は、本人に相談を勧めるとともに、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターや警察などにつなげるよう促す必要があります。

【今後の取組】

DV被害者支援の中核機関である配偶者暴力相談支援センターを広く県民に広報し、相談窓口の周知を図ります。

取組項目） ①配偶者暴力相談支援センターの周知	担当課等
<p>●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した周知</p> <p>各種広報媒体を活用して、DVについての広報・啓発を図るとともに、相談や保護を行う配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）の周知を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 ソーレ 人権啓発センター</p>
<p>●リーフレット等を活用した周知</p> <p>配偶者暴力相談支援センター周知のためのカードやチラシ等を作成し、配布を行います。</p> <p>市町村や関係機関、各種相談窓口の他、研修や各種イベントの際に配布を行うとともに、人に見られず手に入れたい人に配慮して、民間支援団体と連携して、量販店等のトイレ等に相談カードを配置します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ</p>

<p>●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な周知の実施</p> <p>県では、女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）を含む「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日から25日）を中心とした11月に、各種広報・啓発の活動を集中的に実施しています。</p> <p>その中で、ラジオ等の広報媒体を活用したり、民間支援団体等との連携による各種広報・啓発活動（広報素材の作成・配布、街頭キャンペーン等）を通じて配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ 人権啓発センター</p>
<p>●市町村等関係機関・団体・企業等の広報媒体を活用した周知実施の働きかけ</p> <p>身近な情報紙として目に触れる機会が多い市町村の広報紙や、企業の社内報・団体の会報等で、DVに関する情報とともに、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の周知を図るよう働きかけます。</p> <p>また、その際、広報紙等に掲載しやすいよう、参考用の広報文案をいくつか作成し、広報の後押しをします。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課</p>
<p>●各種相談機関の相談窓口での周知</p> <p>性別や年齢、障害の有無、出身（外国籍など）に関係なく、誰もがDVの相談窓口があることを知ることができるよう、各種専門相談窓口広報資料を配置し、配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 健康対策課 高齢者福祉課 障害保健福祉課 国際交流課</p>
<p>●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置</p> <p>国際交流協会等の窓口に外国語のパンフレットやチラシ等を設置し、配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 国際交流課</p>

DV被害者と関わることが多い、医療・福祉・教育関係者等のDVに対する理解を深め、被害者の早期発見・通報につなげるとともに、DVの通報や相談等に24時間対応できる体制を整えます。

取組項目) ②DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備	担当課等
<p>●配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保</p> <p>連絡会議の実施や、緊急時の連絡体制の構築など、配偶者暴力相談支援センターと警察が連携して被害者支援に取り組み、緊急時等に県内どこでも24時間対応できる体制を整えます。</p>	<p>女性相談支援センター 警察本部</p>
<p>●地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施</p> <p>県は、各種連絡会議や研修会等の開催・参加等により、地域の保育所、学校、民生委員・児童委員、要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センター等関係機関との連携を強化、情報の共有を図り、DV被害者の早期発見・早期対応につなげることで、見守り体制の構築を行います。</p> <p>また、経済団体などと連携し、企業等職場を通じた相談窓口の周知に取り組みます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 児童家庭課／児童相談所 地域福祉政策課 高齢者福祉課 障害保健福祉課 教育委員会</p>

第4章 具体的な取組内容

基本の柱2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり

<p>●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化</p> <p>DV被害者に関わることの多い、医療・福祉・教育・司法関係者に対して、DVの啓発や被害者を発見した時の対応の仕方等の周知とともに情報共有を図ることで、配偶者暴力相談支援センター等への通報につながるなど、連携を強化します。</p> <p>また、配偶者暴力相談支援センターは被害者の状況に応じて、一時保護を行うほか、適切な支援機関につなぐ等の対応を行います。</p>	女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所 県立病院課 教育委員会
<p>●子どもの人権 110 番などの子どもの相談機関・窓口等との連携強化</p> <p>DVのある家庭では、子どもに対しても虐待が行われていたり、DVを目撃することで子どもが精神的な傷を負っていることがあります。</p> <p>子どもからの相談やメッセージの背景にDVの存在が疑われる場合は、子どもの相談機関・窓口が配偶者暴力相談支援センターに情報をつなぐよう県から働きかけるとともに、必要に応じて支援センターと関係機関が連携して対応します。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
<p>●苦情処理の体制整備</p> <p>相談窓口等でも、対応者の理解不足により被害者を傷つけてしまう危険性（二次的被害）があります。そうした場合の苦情の申出に対しては、適切かつ迅速に対応し、業務の改善につなげます。その際、配偶者暴力相談支援センター以外の機関にあっては、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターが助言等を行います。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 警察本部

重点目標（2）配偶者暴力相談支援センターの機能の強化

【現状と課題】

- 配偶者暴力相談支援センターにおけるDVに関する相談は、近年400件前後の横ばいで推移していますが、被害者が精神的、知的な障害を抱えていたり、経済的に困窮を極めているといった自立に時間を要する事例も多く、対応する職員には、より専門的な知識が求められます。
- 本県における配偶者暴力相談支援センターは、高知市にある県の女性相談支援センター1か所です。また、本県は東西に細長いという地形的な問題もあるため、市町村や様々な関係機関の協力を得て、被害者への支援を行っています。配偶者暴力相談支援センターの機能を補うために、今後、県の他機関や市町村等とのさらなる連携が必要です。
- 市町村は住民に一番身近な行政主体であり、被害者支援施策の窓口となることが多いことから、DV被害者対策において大きな役割を担っています。一方、DV相談窓口と実際に支援に関わる部署（生活保護、母子・高齢者・障害者福祉等）が別の所管である市町村がほとんどであり、より円滑な支援に向けて、市町村内の関係課間の連携の強化が必要な状況です。

【今後の取組】

専門研修の受講や、外部からのスーパーバイズを受けること等により、DV対策の中核機関である配偶者暴力相談支援センターの職員のスキルアップを図ります。

取組項目) ①配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上	担当課等
<p>●女性相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加</p> <p>所属における研修の実施や、外部研修への参加により、相談スキル等の向上を図り、専門性を高めます。</p>	女性相談支援センター
<p>●女性相談員に対するスーパーバイズの実施</p> <p>専門家（精神保健福祉センター医師等）によるスーパーバイズ^{※7}を受け、スキルアップを図ることで、困難ケースの対応などを円滑に進めます。</p>	女性相談支援センター

※7 ここでは、より専門的で高度な知識や経験を持った専門家から、適切な指導、支援を受けることで、対応能力を高めようとするを指します。

支援に携わる相談員の心の健康を守るため、相談員がメンタルヘルス研修を受講したり、悩みを相談できる環境を整えることで、心の負担を軽減し、支援業務を継続して行うことができるようにします。

取組項目) ②相談員のメンタルヘルスケアの充実	担当課等
<p>●各種メンタルヘルス研修受講の推進</p> <p>被害者から深刻な被害状況等の話を聞くうちに自身が同様な心理状態になる「代理受傷」などにより、相談員が精神的な健康を損なうことがないように、相談員がメンタルヘルス研修を受講できる体制を整えます。</p>	女性相談支援センター
<p>●相談員が業務に関する悩みを相談できる環境の整備</p> <p>相談員が職場内で相互に悩みを相談しやすい環境を整えるとともに、外部の専門家による精神的ケアを図ります。</p>	女性相談支援センター

市町村職員を対象とした、被害者支援に携わる関係者のスキルアップを図るための研修の開催やアドバイス等を行うとともに、情報共有等により連携強化を図ることで、配偶者暴力相談支援センターの機能を補完・充実させます。

取組項目) ③市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化	担当課等
<p>●市町村の取組に対する助言等</p> <p>市町村が対応に苦慮する場合などは、DV被害者の支援の中核機関である配偶者暴力相談支援センターが、スーパーバイズや助言等により支援を行います。</p>	女性相談支援センター
<p>●市町村内の関係部署間の連携強化に向けての働きかけ</p> <p>市町村は、住民に一番身近な行政主体であるため、福祉や保健など各種制度の実施を通して被害者を把握しやすい反面、DVの発生件数が少ないことによるノウハウの不足等、部署間の連携が不十分になることもあります。</p> <p>そのため、DV事例発生時の具体的な対応方法等の研修を実施するほか、ブロック別DV関係機関連絡会議などを通して、市町村内の各関係部署の連携の強化を働きかけます。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
<p>●被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有</p> <p>被害者が、必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられるよう、支援者のための手引きを県が作成・配付するとともに、市町村独自のマニュアルの作成と研修の実施を支援します。</p>	女性相談支援センター
<p>●相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供</p> <p>市町村の相談窓口等での二次的被害を防止し、被害者の心に寄り添った適切な対応・支援を行う上で必要な知識や情報共有が図れるよう、県は、相談窓口の職員等を対象とした研修を実施するとともに、必要に応じて講師の派遣等も行います。</p>	女性相談支援センター ソーレ 人権啓発センター

福祉保健所や児童相談所、警察といった各機関においても、業務の中でDV被害が疑われる事例が発生した場合には被害者等に適切な支援を行うとともに、必要に応じて、配偶者暴力相談支援センターと連携した支援を行っています。各機関が日頃から情報共有を図り連携することで、被害者や同伴者に必要な支援を提供できる環境を整えます。

取組項目) ④県のお他機関との連携強化	担当課等
<p>●福祉保健所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化</p> <p>福祉保健所は、生活保護や母子生活支援施設への入所、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等の各種福祉制度の情報提供を行うとともに、各制度の適切な運用により、被害者の経済面での支援を行います。</p> <p>また、日常業務の中でもDVが疑われる事例があれば、被害者本人に対して、配偶者暴力相談支援センターへの相談を勧めるとともに、必要に応じて同行や通報等を行います。</p> <p>福祉保健所とセンターは、DV関係機関連絡会議等の様々な機会を捉えて、相互に連携、情報共有を行い、個々のケースに最善な方法を模索し、支援を実施します。</p>	女性相談支援センター 福祉保健所
<p>●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化</p> <p>児童相談所が日常業務の中でDVを疑われる事例が出た場合には、配偶者暴力相談支援センターと連携、情報共有を行い、個々のケースに最善な方法を模索し、支援を実施します。</p> <p>また、お互いの業務を学ぶ機会を充実させるなどして、相互理解を深め、連携を強化します。</p>	女性相談支援センター 児童相談所
<p>●警察と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化</p> <p>警察は緊急時の通報やDV被害者等からの相談の対応など、被害者の安全・安心につながる支援を行っており、配偶者暴力相談支援センターと連携、情報共有しながら、個々のケースに最善な方法を模索し、支援を実施していきます。</p> <p>また、警察経由で被害者を一時保護するケースもあることから、現場警察官のDVやセンター業務への理解を深めるため、センター職員を講師とした研修などを通じて、連携を強化します。</p>	女性相談支援センター 警察本部

重点目標（3）DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ、専門性の向上

【現状と課題】

- DV被害者が接する関係者は、行政関係者や関係機関、民間支援団体等様々ですが、DV被害者への支援に必要な知識や情報が十分ではない場合があるため、二次的被害を防ぐ観点からも、支援に携わる職員等に対して学ぶ機会等を提供する必要があります。

【今後の取組】

研修等により被害者支援に携わる関係者のスキルアップを図り、それぞれの立場で適切な対応を行います。

取組項目) ①各種相談窓口職員のスキルアップ・専門性の向上	担当課等
<p>●直接被害者と接する県、警察及び市町村相談窓口職員等に対する研修の実施</p> <p>各種相談機関の相談員や窓口対応の職員などを対象に、DVに関する理解を深めたり、支援に関する知識や情報を得るための研修を実施する等、被害者に寄り添った適切な対応が行えるようにします。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ 福祉保健所 児童相談所 警察本部
<p>●各種研修情報の収集及び提供</p> <p>国やNPO法人などが行う専門研修に関する情報を収集し、関係機関や民間支援団体、市町村等に情報を提供します。</p>	県民生活・男女共同参画課
<p>●被害者支援のための手引きの作成及び関係者への配布</p> <p>被害者支援をわかりやすく解説した手引きを作成、配布するとともに、必要に応じて手引きを活用した研修を行います。</p>	女性相談支援センター

DV被害者に接する機会が一般県民に比べると多く、また様々な施策を行う上で高い倫理観を求められる県職員や市町村職員等の職務関係者に対して、人権の観点から研修を実施し、DV防止の意識を高めます。

取組項目) ②職務関係者を対象とした人権研修の推進	担当課等
<p>●県職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>DVは重大な人権侵害であるとの意識を高め、DVに対する理解を深めるための研修を実施することで、被害者の支援につながる施策の実施や倫理観の高まりを図ります。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 人権課／人権啓発センター 教育委員会

<p>●市町村職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>住民に最も身近な行政主体である市町村職員に対し、DVは重大な人権侵害であるとの意識を高め、DVに対する理解を深めるための研修を実施することで、よりよい支援につなげます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 ソーレ 人権啓発センター</p>
---	--

重点目標（4）誰もが相談しやすい体制づくり

【現状と課題】

- 若者や高齢者、障害者、外国人には、それぞれ専門の相談窓口はありますが、その窓口自体が十分に知られているとは言えない状況にあります。そのため、まずそれぞれの相談窓口の周知を図り、相談しやすい環境を整えるとともに、相談に応じる中でDVが疑われる事例が見つかった場合には、配偶者暴力相談支援センターを紹介したり、センターとの連携によりDV被害者を支援する必要があります。
- 特に、男性や性的少数者のDV被害者については、どこに相談すればいいのか分からない場合や、「知られたくない。」との思いから相談を躊躇する傾向がありますので、相談窓口を周知するとともに、相談対応できる人材の育成やスキルアップを図ります。

【今後の取組】

各専門相談窓口で、配偶者暴力相談支援センターを積極的に広報します。

取組項目) ①配偶者暴力相談支援センターの周知	担当課等
<p>●各種相談機関の相談窓口での周知【再掲】</p> <p>性別や年齢、障害の有無、出身（外国籍など）に関係なく、誰もがDVの相談窓口があることを知ることができるよう、各種専門相談窓口に広報資料を配置し、配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 高齢者福祉課 健康対策課 障害保健福祉課 国際交流課</p>
<p>●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置【再掲】</p> <p>国際交流協会等の窓口で外国語のパンフレットやチラシ等を設置し、配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 国際交流課</p>

各種の専門相談窓口でDV（疑い含む）が見つかった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携して支援に取り組みます。

取組項目) ②各種相談機関における相談機能の強化	担当課等
<p>●各種相談機関と配偶者暴力相談支援センターとの連携</p> <p>高齢者等を対象とした専門相談窓口や精神保健福祉センター・福祉保健所で行う「心の健康相談」等の場で、DV事例やDVが疑われる事例が発生した場合には、配偶者暴力相談支援センターと連携して支援を行います。</p> <p>そのため専門相談窓口の職員等を対象とした研修を実施したり、配偶者暴力相談支援センターの周知なども行います。</p>	<p>高齢者福祉課 障害保健福祉課 精神保健福祉センター 福祉保健所 国際交流課</p>

言葉によるコミュニケーションに支障を感じ、相談を躊躇することが無いよう、通訳等の確保による相談窓口でバリアフリー化を図ります。

取組項目) ③相談窓口のバリアフリー化	担当課等
<p>●外国語通訳及び手話通訳等の確保</p> <p>外国人や障害者等が安心して相談できるよう、外国語通訳や手話通訳等を確保できる体制を整えます。</p>	<p>女性相談支援センター 障害保健福祉課 国際交流課</p>

教職員のデートDVに対する理解を深め、相談対応能力の向上を図ることで、児童生徒が安心して相談できる環境を整えます。

また、男性のDV被害者や、同性カップルのDV被害者への相談に対応できる人材の育成と相談窓口の周知を図ります。

取組項目) ④若者や男性等、誰もが相談しやすい環境づくり	担当課等
<p>●児童生徒が安心して相談できる環境づくり</p> <p>養護教諭やスクールカウンセラーをはじめ、教職員全体のデートDVに対する理解を深め、安心して相談できる雰囲気をつくります。</p> <p>また、相談に適切に対応できるよう研修の実施やスーパーバイズ制度の充実を図っていくことで、相談対応能力の向上に努めます。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>●男性や性的少数者を対象とした相談の実施</p> <p>男性や性的少数者のDV被害者が相談しやすいよう相談窓口を周知するとともに、相談対応できる人材の育成を図っていきます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ</p>
<p>●インターネットを活用した相談しやすい環境づくり</p> <p>ホームページの充実などにより、情報の収集や相談へのアクセスのしやすさに配慮します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ</p>

基本の柱
3

DV被害者の一時保護体制の充実

重点目標（1）関係機関の連携による一時保護と安全の確保

【現状と課題】

- DV被害者の一時保護件数は、平成15年度の24件から徐々に増加し、平成24年度の67件をピークに、ここ3年は30件前後で推移しています。また、DV被害者の一時保護者のうち約7割が20歳代から40歳代であることから、同伴者の約8割が小学生以下の子どもです。
- DV被害は、時として生命をも脅かす危険性があるため、被害者の保護にあたっては、同伴者も含めた安全の確保を最優先に、迅速に対応する必要があります。そのため、警察等と連携し安全の確保を行うとともに、24時間いつでも一時保護できる体制を一時保護体制の整備が必要です。
- 本県における保護命令^{※8}の申し立ては、平成18年度から24年度までは年間30件前後、以後は20件程度で推移しています。DV被害者等の安全の確保のために、被害者に対して保護命令制度についての情報提供を行うとともに、申請に関する助言や援助を行う必要があります。

※8 DV防止法に基づき、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を防ぐため、被害者の申し立てにより、裁判所が加害者に対し被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずるもの。保護命令には、(1)申立人への接近禁止命令、(2)申立人への電話等禁止命令、(3)申立人の子への接近禁止命令、(4)申立人の親族等への接近禁止命令、(5)退去命令、の5種類がある。なお、(2)～(4)は、(1)の命令の実効性を確保する付随的な制度のため、単独で発令されることはない。
(裁判所ホームページより抜粋一部改編)

【今後の取組】

関係機関の連携により、DV被害者と同伴者、支援者の安全を確保します。

取組項目) ①関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保	担当課等
<p>●警察等と連携した安全の確保</p> <p>被害者の保護にあたっては、一時保護所までの移動など、必要に応じて警察や市町村、福祉保健所等と連携して、安全を確保します。</p>	女性相談支援センター 福祉保健所 警察本部
<p>●被害者や支援者の安全確保</p> <p>被害者や支援者が、加害者から危害を加えられるおそれがあると危険を感じている場合等は、定期的に連絡を取り近況把握に努めるほか、110番登録制度の活用や、巡回を行うなど、安心して過ごせるような対応を行います。</p>	警察本部
<p>●緊急避難体制の確保</p> <p>再び加害者からの暴力を受ける危険性が高い、保護命令発令直後も含めて、被害者の身に危険が及ぶことが懸念される場合は、配偶者暴力相談支援センターと警察が連携し安全の確保を行います。</p>	女性相談支援センター 警察本部

警察や市町村など、関係機関の連携により、DV被害者等を24時間安全に保護できる体制を整えます。

取組項目) ②迅速かつ安全な一時保護の実施	担当課等
<p>●迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立</p> <p>遠隔地等の理由で、直ちに一時保護所での保護が困難な場合は、警察や市町村等との連携により、地域において緊急避難を講ずるなど、いつでも、どこでも迅速に保護できる体制を整えます。</p>	女性相談支援センター 警察本部
<p>●県域を越えた広域での保護体制の整備 (県外の婦人相談所等と連携した一時保護体制の充実)</p> <p>被害者の安全を確保するために他県へ避難する事例については、転出先の関係機関と連携を図って保護できる体制を整えます。</p>	女性相談支援センター
<p>●一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備</p> <p>一時保護所では、警察との連携による巡回や所内警備の充実などにより、入所者の安全・安心を確保します。</p>	女性相談支援センター 警察本部

DV被害者への支援を行うための情報共有と、DV被害者の安全確保のための情報保護を徹底させることで、加害者等への情報漏えいを防ぎます。

取組項目) ③DV被害者等に関する情報保護の徹底	担当課等
<p>●関係機関に対する秘密の保持の徹底</p> <p>被害者や同伴の子どもを取り戻そうと、加害者はあらゆる手段を使って情報を手に入れようとする場合があります。被害者支援を行うためには、関係機関が連携し情報共有することは不可欠ですが、被害者の所在などの情報が決して加害者に洩れることが無いように、関係者の意識のさらなる向上を図ります。</p>	<p>女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所 教育委員会 警察本部</p>

保護命令の活用などにより、被害者と同伴者の安全を図ります。

取組項目) ④司法手続きに関する支援	担当課等
<p>●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援</p> <p>被害者の安全を確保するうえで、保護命令は有効な手段となることから、被害者に対し保護命令制度についての情報提供や助言を行うとともに、申し立ての際の証明など手続の支援を行います。</p>	<p>女性相談支援センター 警察本部</p>

重点目標（2）配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実

【現状と課題】

- 一時保護される被害者は、長期間のDV被害により心に深い傷を負い、場合によっては通常の社会生活を送るまでにかなりの時間を要することもあります。そのため、入所中からカウンセリング等で心のケアを行い、心の健康を取り戻すための支援を行います。
- 被害者とともに一時保護所に保護される子どもは、家庭でDVを目撃するとともに、時として子ども自身も暴力を受けることで、心身ともに深く傷ついています。また、暴力が身近にあったことで、問題解決の手段として安易に暴力を選択する可能性が高くなるとも言われていることから、将来のDV加害者になることを防ぐためにも、子どもに対する心身のケアを充実させ、暴力の連鎖を断ち切ることが重要です。

【今後の取組】

被害者の自立に向け、心理面でのケアを行います。

取組項目) ①DV被害者の心理ケアの充実	担当課等
<p>●心理ケア担当職員による心の健康の回復支援</p> <p>心理ケア担当職員による心理検査や心理教育、心理療法等の実施により、被害者の心のケアを行います。</p>	女性相談支援センター
<p>●民間の専門機関を活用した心の健康の回復支援</p> <p>民間の専門機関によるカウンセリング等を活用し、被害者の心のケアを行います。また、必要な場合は医療機関につなぎ、ケアを図ります。</p> <p>なお、退所後もカウンセリングが必要な被害者については、専門機関に依頼しカウンセリングを実施します。</p>	女性相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターと関係機関が連携して、傷ついた子どもに寄り添ったケアを行うとともに、必要な支援を行います。

取組項目) ②子どもの心身のケアの充実	担当課等
<p>●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが連携した子どもの心理判定やカウンセリング等の実施</p> <p>DVは児童虐待と密接に関係しているとも言われているため、心理ケア担当職員が同伴児童の心理検査を行います。</p> <p>子どもの状況等に応じ、必要があれば、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等が連携し、子どもの心身のケアを行います。</p>	女性相談支援センター 児童相談所

<p>●療育福祉センターと配偶者暴力相談支援センターが連携した障害の心配のある子どもへの対応</p> <p>DV家庭で育つ子どもの中には、発達障害などの障害の心配があるにも関わらず、専門機関等につながっていない場合や、加害者によって治療が妨げられている場合があります。子どもと接する中で、障害の心配がある場合には、女性相談支援センターと療育福祉センターが連携して適切な対応を行います。</p>	<p>女性相談支援センター 療育福祉センター</p>
<p>●心の教育センター等と配偶者暴力相談支援センターが連携した心配のある子どもへの対応</p> <p>不登校や子どもの教育・就学に関する相談対応などを行っている、心の教育センター等と連携し面談を行うなど、心配のある子どもへの対応を充実させ、課題解決に向けた支援を行います。</p>	<p>女性相談支援センター 教育委員会</p>

一時保護期間中の子どもが安心して遊び、学ぶことのできる場を提供するとともに、就学のための各種支援制度の情報提供や手続き支援等を行うことで、希望する教育を受けられるよう支援します。

取組項目) ③保育、学習支援の充実	担当課等
<p>●安心して遊ぶことのできる環境の整備</p> <p>子どものストレスを和らげ、心を癒すために一時保護所内等で安心して遊べる場を提供し、必要に応じてベビーシッターを確保したり、心の教育センターと連携したプレイセラピー等を実施します</p>	<p>女性相談支援センター 教育委員会</p>
<p>●学校と連携した一時保護所での就学支援</p> <p>一時保護期間中で通学できない子どもに対しては、学校と連携しながら教員OBによる学習の機会を提供します。</p>	<p>女性相談支援センター 教育委員会</p>
<p>●就学のための様々な制度の情報提供と手続支援</p> <p>小・中・高等学校等の就(修)学支援、高校・大学・専門学校の奨学金の給付や貸付などの各種就(修)学支援のための制度の情報提供や実施により、進学を希望する子どもたちを支援します。</p>	<p>女性相談支援センター 私学・大学支援課 教育委員会</p>

地震や水害などの不測の事態に備え、施設の安全対策を行うとともに、入所者が安心して生活できるよう、体制を整えます。

取組項目) ④災害に備えた体制づくり	担当課等
<p>●設備の見直しや避難訓練等の実施による安全対策 一時保護所の設備の耐震対策を行うとともに、入所者も含めた避難訓練などを行うことで、災害の際の入所者の安全を確保します。</p>	女性相談支援センター
<p>●備蓄等の充実 災害時には、周囲から孤立する危険性もあることから、一時保護所の入所者等が一定期間生活に支障が出ない程度の物資の備蓄に努めます。</p>	女性相談支援センター
<p>●代替施設による事業の継続 女性相談支援センターの施設等が被災した場合を想定し、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる代替施設の検討をすすめます。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター

重点目標（3）民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実

【現状と課題】

- 県の一時保護所での保護が困難な場合など、必要に応じて社会福祉施設等の民間施設等へ一時保護の委託を行っていますが、県内全域を十分網羅しているとはいえない状況です。また、多様な被害者や同伴者に対応できるよう、施設の確保も必要となります。
- 民間シェルターがDV被害者への支援を継続的、安定的に行えるよう、シェルター運営団体に対して支援する必要があります。

【今後の取組】

様々な一時保護へのニーズに対応できる施設の確保に努めます。

取組項目) ①一時保護所以外の保護できる場の確保	担当課等
<p>●民間シェルター及び社会福祉施設等との連携による一時保護体制の充実</p> <p>一時保護所が満室の場合や、一時保護所への避難が困難な遠隔地の被害者、加害者に一時保護所の所在地が知られているために一時保護所への避難が危険な被害者、また、高齢者や障害者、男性の被害者など一時保護所での保護が困難な被害者などに対応できるよう、一時保護の委託が可能な民間シェルターや社会福祉施設等の確保に努め、被害者と同伴者が安心して過ごすことができる体制を整えます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>

民間シェルターが継続的、安定的にDV被害者等に対し支援を行えるよう、運営費や人材育成のための経費の一部を補助していきます。

取組項目) ②民間シェルターへの支援	担当課等
<p>●民間シェルターの運営安定化に向けた支援の実施</p> <p>民間シェルターが安定してDV被害者の支援を行えるよう、民間シェルターを運営する団体に対してシェルターの運営支援を行います。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課</p>

基本の柱 4

DV被害者の自立に向けた支援

重点目標（1）DV被害者の生活再建

【現状と課題】

- 近年は、一時保護所退所後、約3割の被害者が加害者のいる自宅へと帰っています。その理由として経済的な面等から自立の目途が立たず、やむなく夫の元に戻る場合もあると考えられます。そのため、自立支援施設の活用や就労に向けた支援など、自立に向けた継続的な支援や各種制度に関する情報提供等を行うことで、被害者の自立をフォローする必要があります。
- 被害者が自立して新たな生活を始めるにあたって必要な支援を、民間支援団体等も含めた関係機関が連携して行っています。特に急がれる衣食住の確保については、企業や民間支援団体、県民による生活物資の提供や、県営住宅の入居に係る優遇措置などにより行っていますが、今後も、支援団体の一層の拡充を図るとともに、息の長い支援を行っていく必要があります。

【今後の取組】

一時保護所の入所時から退所後まで、心理的ケアも含めた継続した見守り・支援を行います。特に一時保護所退所後、地域に出るまでのステップとしての自立支援施設や母子生活支援施設での支援を充実させることで、安心して地域に出ていけるようフォローしていきます。

取組項目)	①一時保護所入所時からの継続した自立支援	担当課等
<p>●日常生活支援のための配偶者暴力相談支援センターの自立支援担当職員による継続的支援の実施</p> <p>配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援員担当職員（生活サポーター）を中心に、一時保護所入所時から被害者に寄り添って、退所後の自立に向けての支援を行います。必要に応じて、退所後も継続した家庭訪問や見守りを行うことで、被害者の自立を促します。</p>		女性相談支援センター
<p>●心理的な自立のための配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実</p> <p>配偶者暴力相談支援センターの心理ケア担当職員による個別カウンセリング等の実施により心の傷からの回復を目指します。</p> <p>また、退所後も継続して支援を行う必要がある被害者に対しては、専門機関に依頼してカウンセリングを行うなど、フォローアップを充実させます。</p>		女性相談支援センター

<p>●自立支援施設の積極的な活用 一時保護所を退所後、地域に出る準備を整えるための自立支援施設をより積極的に活用できるよう入所条件の見直しを図るほか、ハローワークや高知家の女性しごと応援室等と連携した就労に向けた支援を強化していきます。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
<p>●母子生活支援施設における支援機能の充実 一時保護所を退所した被害者及び同伴児童の入所先のひとつである母子生活支援施設において、母子支援員による相談対応や専門機関への紹介、心理士による心理療法の実施、少年指導員による学習指導など、母子に対する支援を充実させるために関係機関との連携を強化すると共に、職員のスキルアップを図ります。</p>	児童家庭課

生活保護や児童扶養手当、年金などの諸制度に関する情報提供により、自立に向けた支援を行います。

取組項目) ②各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援	担当課等
<p>●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援 被害者の自立のためには、生活保護や児童扶養手当の受給、母子生活支援施設の利用、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の各種福祉制度の活用が必要となる場合があります。その他、職業訓練を受ける際の託児サービスの提供や民間支援団体の協力による貸付金や給付金、保証料の助成等についての情報提供や、利用・手続きの支援（書類の作成、申請の際の同行等）等を行います。</p>	女性相談支援センター 福祉保健所 児童家庭課 雇用労働政策課

住宅の確保に向けて、官民の住宅情報の提供を行うとともに、一時保護所退所者の生活の場として、県職員住宅等の短期利用を検討していきます。

取組項目) ③住宅の確保に向けた支援	担当課等
<p>●県営住宅の募集時の優遇措置等による支援 県営住宅の募集時には、抽選にあたっての優遇措置や入居手続の簡素化などを行います。</p>	住宅課
<p>●県職員住宅及び県営住宅の短期利用の実施 一時保護所退所者で、保証人や収入などの面から民間住宅等の確保が難しい被害者や男性被害者等に対して、県職員住宅や県営住宅の短期利用による住宅の確保を図ります。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 職員厚生課 住宅課

<p>●民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供</p> <p>民間団体や民間事業者等の協力を得て、住宅の確保のための情報を提供します。</p>	<p>女性相談支援センター 住宅課</p>
--	---------------------------

自立のための職業訓練や求人情報の提供などにより、就労につなげます。

取組項目) ④就労に向けた支援	担当課等
<p>●ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」等との連携によるきめ細かな就労支援</p> <p>ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」等関係機関との連携も図りながら、被害者が就労を希望する場合は、求人や職業訓練等の情報を提供し、被害者への就労支援をきめ細かく実施していきます。</p> <p>また、様々な事情を抱えた被害者の就労には企業の理解が不可欠なことから、企業に対しDVに関する啓発・広報や情報を提供することで、企業のDVへの理解を深め、被害者の実情に応じた雇用の受け入れを働きかけていきます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 児童家庭課 雇用労働政策課</p>
<p>●就職活動及び技能習得時の託児支援</p> <p>未就学児を抱える被害者の就労を支援するため、「高知家の女性しごと応援室」主催のセミナーや、ソールで実施するパソコン講座、また、県が実施する離職者等再就職訓練事業において託児サービスを行います。また、被害者が就職活動を行う際の託児支援を行うために、ファミリー・サポート・センター事業の周知などを行います。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 雇用労働政策課 ソール</p>

民間支援団体や企業等の柔軟性や得意分野を生かしたきめ細やかな支援により、被害者への経済的な支援を行います。

取組項目) ⑤民間団体等による支援の拡充に向けた取組の実施	担当課等
<p>●DV被害者支援への協力企業や民間支援団体の支援充実に向けた働きかけ</p> <p>一時保護所を退所し自立した生活を始める被害者は、経済的に非常に厳しい状況にあることから、民間支援団体や企業から、被害者に対して支援金や支援物資を提供していただいています。さらに支援が充実するよう、DV被害者の現状やDVに関する理解を深めるための、働きかけを行っています。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>

重点目標（2）安全安心な暮らしへのフォローアップの充実

【現状と課題】

- 一時保護所退所後のDV被害者は、加害者から再び暴力を受けるのではないかと、発見されるのではないかと不安な日々を過ごしています。被害者や子どもが安心して地域で暮らしていくためには、地域の関係機関が連携して被害者等を見守り、支援していく必要があります。その際、被害者の居所等が加害者に知られることがないように、市町村をはじめ関係機関は細心の注意を払う必要があります。

【今後の取組】

保護命令発令後や一時保護所退所後に、安心して日々暮らしていくことができるよう、地域での見守りにより安全を図ります。

取組項目) ①関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り	担当課等
<p>●保護命令発令後の安全の確保</p> <p>保護命令が発せられると、警察は加害者に指導警告を行うとともに、必要に応じて被害者方の巡回等により被害者等の安全の確保を図ります。また、学校等において適切な対応が行われるよう、研修等を通じて制度を周知します。</p>	女性相談支援センター 教育委員会 警察本部
<p>●地域のネットワークの構築による情報共有</p> <p>DV被害者が地域の日々の暮らしの中でさまざまな支援を受けることができるように、市町村や民生委員・児童委員、市町村社協等の地域の関係機関のDVに対する理解を深めるための研修や関係機関会議等を開催する等、ネットワークづくりを働きかけることで連携した支援や情報共有につなげます。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 児童家庭課／児童相談所 福祉保健所 教育委員会 警察本部
<p>●住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知</p> <p>被害者が住民基本台帳の閲覧等の制限の支援措置を市町村に申し出た場合に、市町村が適切な支援措置を行い、また、支援の必要性の確認の際に、被害者の負担軽減に努めるとともに、住民基本台帳担当課だけでなく、税や福祉、選挙管理委員会など住民基本台帳情報を扱う所属とも連携して、情報の管理を慎重に行うよう市町村に対して周知徹底を図ります。</p>	市町村振興課
<p>●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携</p> <p>子どもを守るための地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会や、住民の最も身近なところで見守りや相談を行っている民生委員・児童委員と連携し、傷ついた子どもの健やかな成長を見守ります。</p>	地域福祉政策課 児童相談所 教育委員会
<p>●児童相談所や福祉保健所等による育児支援</p> <p>個別ケース検討会議の開催等による情報共有を図るとともに、関係機関が連携して見守りや育児支援を行っていきます。</p>	福祉保健所 児童相談所

<p>●関係機関との連携による面会交流における支援の検討 被害者の中には、加害者と子どもとの面会交流に不安を感じている人もいます。このため、面会交流を実施するうえで、具体的にどのような形の協力が可能か検討します。</p>	県民生活・男女共同参画課 児童家庭課
--	-----------------------

地域の関係機関等が連携して被害者と子どもを見守り、継続して支援していくことで、心身の傷を癒し、自立につなげていきます。

取組項目) ②被害者及び子どもの心身の回復の支援	担当課等
<p>●関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り 学校や保育所・幼稚園等を中心とした、関係機関による連携した心身の成長の見守りや支援を実施することで、暴力の連鎖を防ぎます。 また、子どもの自尊感情を育むための保育・教育・子育てに関する研修等を保育者や保護者等に対して行うことで、子どもの心身の健康回復や健やかな成長につなげます。</p>	福祉保健所 児童相談所 教育委員会
<p>●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実 養護教諭やスクールカウンセラーを対象に、子どもの心身の健康状態を把握し、適切に対応できるスキルの向上のための研修を実施するとともに、子どもや保護者、教員が相談しやすい環境づくりを行います。 また、スクールカウンセラー等が講師となり、教職員の対応力向上のための校内研修等を実施し、学校全体の対応力アップを図ります。</p>	教育委員会
<p>●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケアの充実 被害者が地域で暮らすことができるよう、地域でのネットワークづくりのために、学校や市町村等の地域の関係機関との連携強化や情報共有により、早期発見・早期対応を図るとともに、家庭への支援を充実させます。 また、DVを発見し適切な支援につなげるため、教育委員会と連携して、SSWを含む学校関係者に対し、既存のリーフレット等を活用してDVの広報啓発を行うとともに、広く配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</p>	女性相談支援センター 福祉保健所 教育委員会
<p>●民間支援団体等による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進 被害者によっては、社会と隔絶した生活が長かったことや、見知らぬ土地への避難、加害者の追跡への恐怖等により、一人での外出が不安であったり、孤独感にとらわれる場合があります。 そのため、民間支援団体やボランティア等による外出の同行や、気軽に立ち寄り、安心して過ごすことができる地域の居場所づくりなどを進めます。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター

被害者が安心して過ごすことのできる居場所を地域につくるための取組を進めます。

取組項目) ③地域での居場所づくり	担当課等
<p>●あったかふれあいセンター等との連携</p> <p>被害者が、地域で孤立しないように、地域福祉の拠点であるあったかふれあいセンターや地域包括支援センター等と連携して、被害者への支援を行うとともに、そのためにセンター職員の対応力向上のための人材育成研修の充実や専門職派遣の仕組みの構築を進めます。</p>	<p>地域福祉政策課 高齢者福祉課 人権課</p>
<p>●民間支援団体との連携による居場所づくり【一部再掲】</p> <p>被害者によっては、社会と隔絶した生活が長かったことや、見知らぬ土地への避難、加害者の追跡への恐怖等により、家に閉じこもりがちになり、孤独感にとらわれる場合があります。</p> <p>DV被害者や子どもに対する理解があり、役に立ちたいと考えている民間支援団体やボランティア等と連携して、被害者や子どもが地域で安心して過ごすことのできる居場所づくりを進めます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>

基本の柱 5

地域における取組の推進

重点目標（1）地域における見守り体制づくり

【現状と課題】

- 地域で暮らすDV被害者を早期に発見し、支援していくためには、地域でのDVに対する理解を深めるとともに、市町村をはじめとした地域の関係機関や関係者が連携し、すき間のないネットワークを築く必要があります。そのため、地域の関係者がDVについて学び、情報交換できる場を確保する必要があります。
- 特に最も身近な行政主体である市町村は、DV被害者に接する機会が最も多い半面、市町村は様々な課題を抱えており、マンパワーも限られるため、DV対策に対する温度差が見られます。県は市町村の取り組みを支援し、どの市町村に住んでいても、同様の支援を受けられるよう、市町村職員の対応力強化や基本計画策定に向けて、フォローや研修の開催等を行っていく必要があります。
- 市町村は住民に一番身近な行政主体であり、被害者支援施策の窓口となることが多いことから、DV被害者対策において大きな役割を担っています。しかし、被害者支援に関する体制が、十分整備されているとは言えない状況です。
 - ・ DV防止法では、市町村もDVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有するとされ、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）の策定は努力義務とされていますが、まだ、ほとんどの市町村で基本計画が策定されていません。（平成28年9月末現在：34市町村中9市町村）

【今後の取組】

地域でのDVに対する理解を深め、取組の核となる市町村の基本計画策定の支援を行うなど、地域においてDV被害者を見守る体制を強化します。

取組項目) ①市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化【再掲】	担当課等
<p>●市町村基本計画の策定と取組の推進</p> <p>市町村が地域の実情に合った基本計画を策定できるよう情報提供や助言等の支援を積極的に行います。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課</p>

<p>●広報紙等を活用した意識啓発及び窓口等周知実施の働きかけ【一部1(2)②再掲】</p> <p>市町村の広報紙等でのDV防止に関する啓発記事の掲載を働きかけ、住民のDVに対する理解を深めるとともに、市町村における相談窓口等の周知を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課</p>
<p>●市町村役場の関係部署間の連携強化の促進に向けての働きかけ【2(2)③再掲】</p> <p>市町村は、住民に一番身近な行政主体であるため、福祉や保健など各種制度の実施を通して被害者を把握しやすい反面、DVの発生件数が少ないことによるノウハウの不足等、部署間の連携が不十分になることもあります。</p> <p>そのため、DV事例発生時の具体的な対応方法等の研修を実施するほか、ブロック別DV関係機関連絡会議などを通して、市町村内の各関係部署の連携の強化を働きかけます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>
<p>●被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有【2(2)③再掲】</p> <p>被害者が、必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられるよう、支援者のための手引きを県が作成・配付するとともに、市町村独自のマニュアルの作成と研修の実施を支援します。</p>	<p>女性相談支援センター</p>
<p>●相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供【2(2)③再掲】</p> <p>市町村の相談窓口等での二次的被害を防止し、被害者の心に寄り添った適切な対応・支援を行う上で必要な知識や情報共有が図れるよう、県は、相談窓口の職員等を対象とした研修を実施するとともに、必要に応じて講師の派遣等も行います。</p>	<p>女性相談支援センター ソーレ 人権啓発センター</p>

地域単位での被害者支援のネットワークづくりを進めます。

取組項目) ②関係機関等との連携強化に向けた取組	担当課等
<p>●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催【1(1)①再掲】</p> <p>地域単位でのセーフティネットを充実させるため、地域で被害者に直接接する機会の多い、市町村や福祉保健所、警察署、社会福祉協議会などの関係機関で構成する関係機関連絡会議を福祉保健所圏域ごとに開催することで、DVに対する理解を深めるとともに、情報共有を図り、被害者の支援に関する共通認識を持ち、地域におけるすき間のないネットワークの構築を目指します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 福祉保健所 警察本部</p>

重点目標（2）地域における早期発見、通報及び相談体制づくり

【現状と課題】

- DV被害者の早期発見、早期対応により、配偶者暴力相談支援センターや市町村等の相談窓口につなげることが、問題解決に向けた第一歩となります。そのため、皆がDVに関する正しい知識や情報を持ち、出来るだけ多くの方がDV被害者の支援に関わる環境を整えることが重要です。

【今後の取組】

地域ぐるみで、被害者の情報を敏感に捉え、通報や相談など被害者の立場に立った対応を進めます。

また、被害者が、配偶者から離れて自立する場合も配偶者とやり直す場合も、経済面の立て直しなど生活再建が必要な場合が多いことから、福祉関係など各種支援制度の情報を提供し、手続等を円滑に進めます。

取組項目) ①関係機関等との連携強化に向けた取組	担当課等
<p>●地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施【2(1)②再掲】</p> <p>県は、各種連絡会議や研修会等の開催・参加等により、地域の保育所、学校、民生委員・児童委員、要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センター等関係機関との連携を強化、情報の共有を図り、DV被害者の早期発見・早期対応につなげることで、見守り体制の構築を行います。</p> <p>また、経済団体などと連携し、企業等職場を通じた相談窓口の周知に取り組みます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 児童家庭課／児童相談所 地域福祉政策課 高齢者福祉課 障害保健福祉課 教育委員会</p>
<p>●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援【4(1)②再掲】</p> <p>被害者の自立のためには、生活保護や児童扶養手当の受給、母子生活支援施設の利用、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の各種福祉制度の活用が必要となる場合があります。その他、職業訓練を受ける際の託児サービスの提供や民間支援団体等による各種支援が行われていますので、これらの制度の情報提供や利用・手続きの支援（書類の作成、申請の際の同行等）を行います。</p>	<p>女性相談支援センター 福祉保健所 児童家庭課 雇用労働政策課</p>

重点目標（3）地域における自立に向けた支援の取組

【現状と課題】

- 被害者は、DVにより外部との関係を断たれたり、家庭に閉じこもりがちであったため、地域との関係がほとんどない人や、新しい場所で生活を始めたために、知り合いがおらず孤立しがちです。また、加害者からの追跡を恐れて、出来るだけ周囲との関わりを断っている人もいます。そのため、悩みを相談できる人や場所をつくることが重要です。
- 被害者と暮らす子どもも、心に深い傷を負っていることがあります。成長の過程で問題が生じる可能性があるため、地域や学校などで子どもが健やかに成長できるよう見守り、支援する必要があります。

【今後の取組】

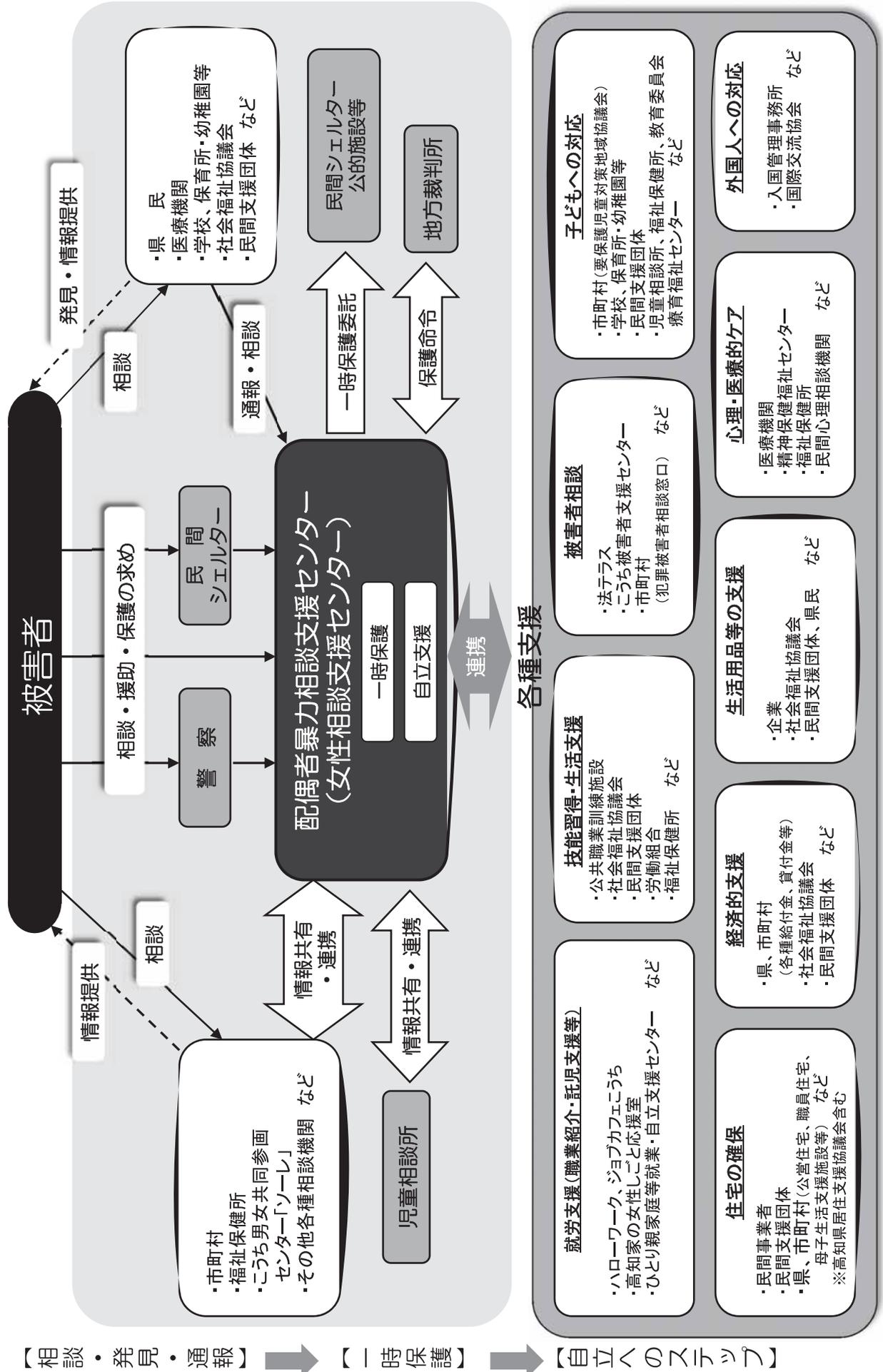
地域の支援ネットワークで情報を共有し、被害者の自立に向けた生活再建や心身の回復を継続的に見守っていくことで、被害者が安心して過ごすことのできる居場所をつくりま

取組項目） ①生活再建に向けた見守り支援	担当課等
<p>●地域のネットワークの構築による情報共有【4(2)①再掲】</p> <p>DV被害者が地域の日々の暮らしの中でさまざまな支援を受けることができるように、市町村や民生委員・児童委員、市町村社協等の地域の関係機関のDVに対する理解を深めるための研修や関係機関会議等を開催する等、ネットワークづくりを働きかけることで連携した支援や情報共有につなげます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 児童家庭課／児童相談所 福祉保健所 教育委員会 警察本部</p>
<p>●あったかふれあいセンター等との連携【4(2)③再掲】</p> <p>被害者が、地域で孤立しないように、地域福祉の拠点であるあったかふれあいセンターや地域包括支援センター等と連携して、被害者への支援を行うとともに、そのためにセンター職員の対応力向上のための人材育成研修の充実や専門職派遣の仕組みの構築を進めます。</p>	<p>地域福祉政策課 高齢者福祉課 人権課</p>
<p>●民間支援団体との連携による居場所づくり【4(2)③再掲】</p> <p>被害者によっては、社会と隔絶した生活が長かったことや、見知らぬ土地への避難、加害者の追跡への恐怖等により、家に閉じこもりがちになり、孤独感にとらわれる場合があります。</p> <p>DV被害者や子どもに対する理解があり、役に立ちたいと考えている民間支援団体やボランティア等と連携して、被害者や子どもが地域で安心して過ごすことのできる居場所づくりを進めます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>

心身が傷ついた子どもの人格と権利を尊重するとともに、暴力の連鎖を断つために、地域や学校、家庭における子どものケアを図ります。

取組項目) ②子どもの健やかな成長の見守り	担当課等
<p>●児童相談所や福祉保健所等による育児支援【4(2)①再掲】 個別ケース検討会議の開催等による情報共有を図るとともに、関係機関が連携して見守りや育児支援を行っていきます。</p>	福祉保健所 児童相談所
<p>●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携【4(2)①再掲】 子どもを守るための地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会や、住民の最も身近なところで見守りや相談を行っている民生委員・児童委員と連携し、傷ついた子どもの健やかな成長を見守ります。</p>	地域福祉政策課 児童相談所 教育委員会
<p>●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実【4(2)②再掲】 養護教諭やスクールカウンセラーを対象に、子どもの心身の健康状態を把握し、適切に対応できるスキルの向上のための研修を実施するとともに、子どもや保護者、教員が相談しやすい環境づくりを行います。 また、スクールカウンセラー等が講師となり、教職員の対応力向上のための校内研修等を実施し、学校全体の対応力アップを図ります。</p>	教育委員会
<p>●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケアの充実【4(2)②再掲】 被害者が地域で暮らすことができるよう、地域でのネットワークづくりのために、学校や市町村等の地域の関係機関との連携強化や情報共有により、早期発見・早期対応を図るとともに、家庭への支援を充実させます。 また、DVを発見し適切な支援につなげるため、教育委員会と連携して、SSWを含む学校関係者に対し、既存のリーフレット等を活用してDVの広報啓発を行うとともに、広く配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</p>	女性相談支援センター 福祉保健所 教育委員会

DV被害者支援の流れ（連携図）



【相談・発見・通報】 → 【一時保護】 → 【自立へのステップ】

資料編目次

1	計画策定の経過	52
2	高知県DV被害者支援計画策定委員会設置要綱	53
3	平成26年度男女共同参画社会に関する県民意識調査報告書（抜粋）	54
4	DV被害者支援に係る県及び国の動き等推移	65
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	68
6	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する 基本的な方針（概要）	77
7	ストーカー行為等の規制等に関する法律	82
8	高知県男女共同参画社会づくり条例	87
9	DVについての主な相談機関	92

1 計画策定の経過

(1) 第3次「高知県DV被害者支援計画」策定委員会開催状況

	開催日	協議内容等
第1回	平成28年7月15日(金)	1 委員長及び副委員長の選出 2 協議 (1)高知県のDVの状況及びこれまでの取組について (2)第3次高知県DV被害者支援計画体系案について
第2回	平成28年9月27日(火)	協議 (1)第3次高知県DV被害者支援計画体系案について (取組項目、具体的な取組内容)
第3回	平成28年12月5日(月)	協議 (1)「第3次高知県DV被害者支援計画」素案について
第4回	平成29年2月17日(金)	協議 (1)「第3次高知県DV被害者支援計画」案について

※ 高知県DV被害者支援計画策定委員名簿

区分	所属名	職名	氏名
被害者支援団体等	高知あいあいネット	代表	青木 美紀
	母子生活支援施設ちぐさ	施設長	吉田 充
学識経験者等	公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団	理事長	◎ 筒井 早智子
	高知県立大学社会福祉学部 社会福祉学科	教授	長澤 紀美子
	高知県弁護士会（桜法律事務所）	弁護士	宮上 佳恵
	高知県医師会（高知厚生病院）	常任理事（副院長）	計田 香子
行政機関	高知市福祉事務所	所長	○ 田中 弘訓
	とさし男女共同参画センター	次長	田原 央子
	高知県警察本部 （少年女性安全対策課）	課長補佐（人身安全 対処捜査担当）	川田 明弘
県民代表	（こうち男女共同参画会議 元委員）		福島 幸子

◎委員長、○副委員長

(2) 県民パブリックコメント

期間：平成28年12月20日（火）～平成29年1月19日（木）

2 高知県DV被害者支援計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 高知県における配偶者からの暴力及び被害者の保護のための施策の実施に関する高知県DV被害者支援計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、関係者の幅広い参画を得て、その内容を検討するため、高知県DV被害者支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）計画の内容に関する事項
- （2）その他計画に関する事項

（組織）

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員10名程度で組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の末日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会の会議を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時は委員長の職務を行う。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

（委員以外の者の出席）

第6条 委員会の会議に、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、文化生活部県民生活・男女共同参画課において行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めることのほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月31日から施行する。

3 平成26年度男女共同参画社会に関する県民意識調査報告書(抜粋)

【調査の概要】

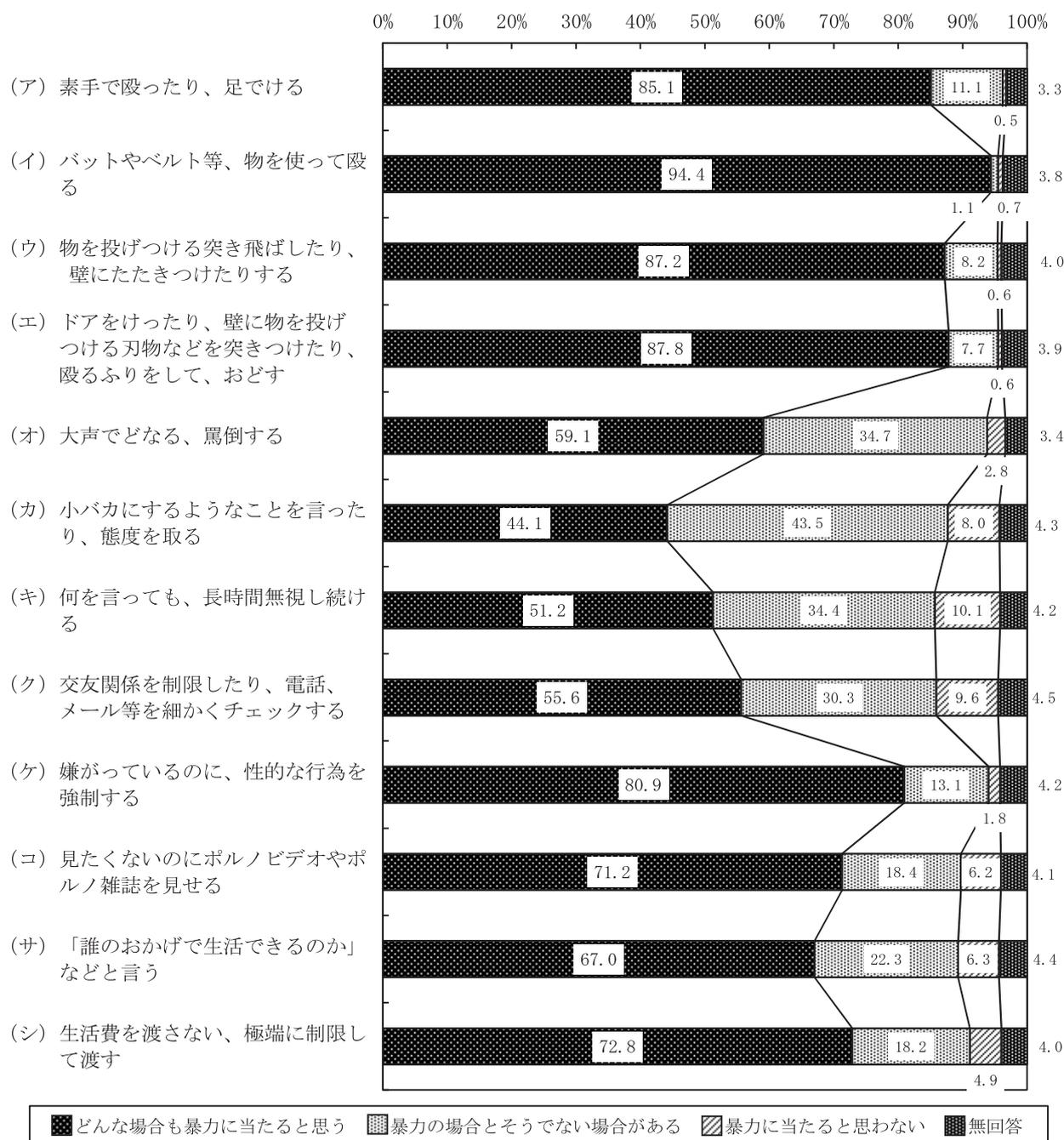
目的	「こうち男女共同参画プラン」を平成27年度中に改定するにあたり、県民の皆様から各分野における男女の地位の平等意識や、日常生活における性別役割分担・DVに関する意識、男女が共に働きやすい環境づくりに向けのご意見などを聞き、男女共同参画社会を推進していくうえでの基礎資料を得ることを目的に調査を実施した。
対象	県内全域から満20歳以上の男女2,000人を抽出 (総人口比から各市町村のサンプル数を割り当て、各市町村の選挙人名簿から無作為抽出)
方法	郵送法
期間	平成27年1月13日(火)～1月27日(火)までの14日間
有効回収率	50.8% (配布数:2,000票/有効回収数:1,015票)

【対象者の特性】

性別	男性	478人(47.1%)
	女性	529人(52.1%)
	無回答	8人(0.8%)
年代別	20歳代	113人(11.1%)
	30歳代	142人(14.0%)
	40歳代	210人(20.7%)
	50歳代	214人(21.1%)
	60歳代	239人(23.5%)
	70歳以上	88人(8.7%)
	無回答	9人(0.9%)
配偶者の有無	配偶者あり	693人(68.3%)
	配偶者なし	317人(31.2%)
	無回答	5人(0.5%)
夫婦共働きの有無	共働きあり	406人(58.6%)
	共働きなし	279人(40.3%)
	無回答	8人(1.2%)

問6 あなたは、配偶者や恋人があなたに対して、次のようなことをした場合、それを暴力だと思いますか。各項目ごとにあなたの気持ちに最も近い選択肢を1つだけ選択してください。【全員回答】
[N=1,015、選択数：各1]

図表6-1 配偶者・恋人からの行為に対する暴力認識 [総合：N=1,015、選択数：各1]

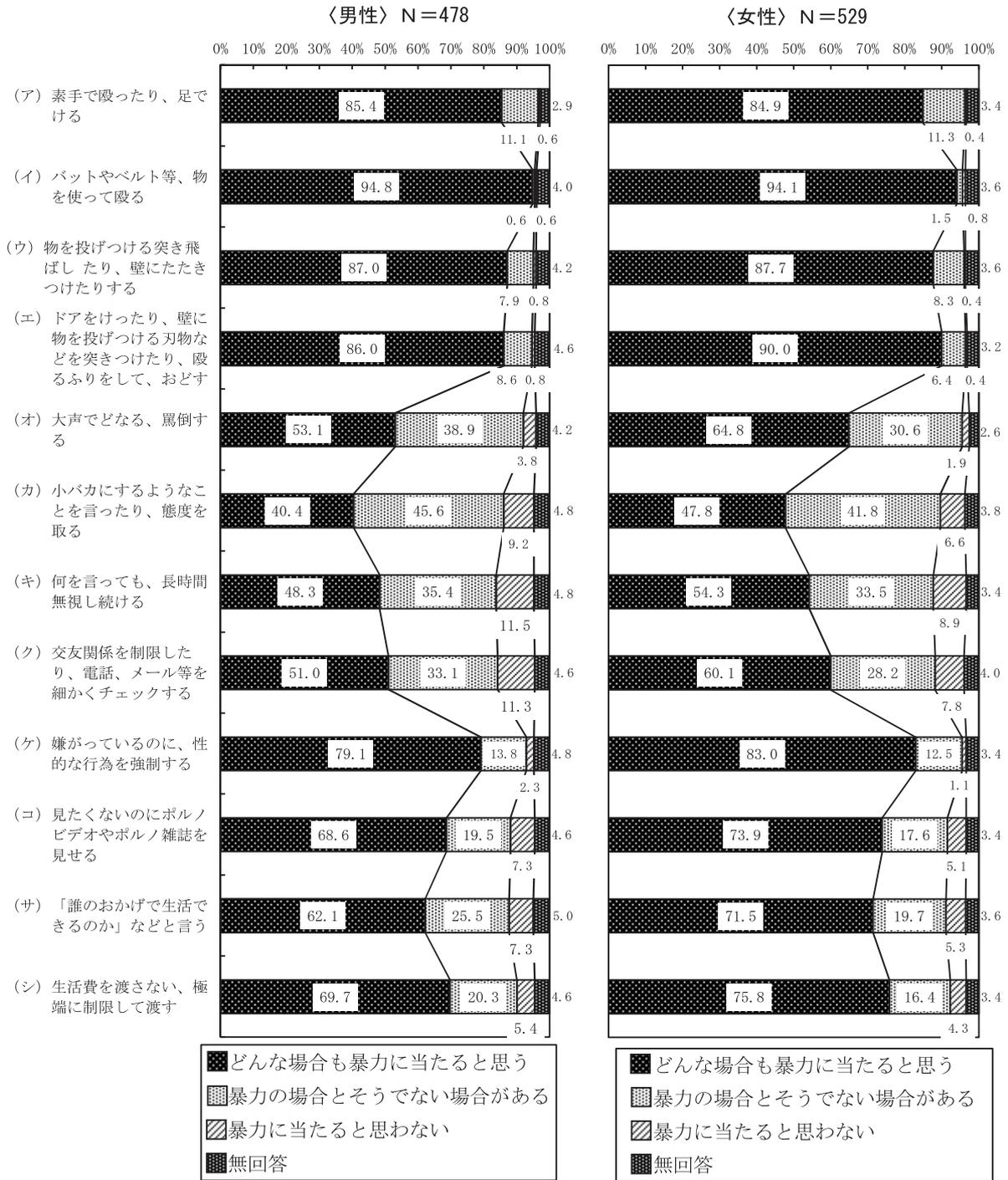


身体に直接的な被害を及ぼす行為については、「どんな場合も暴力に当たる」を選択した割合が高く（約 85%～95%）、「暴力の場合とそうでない場合がある」をあわせると、95%以上の県民が暴力だと認識している。

一方、身体に直接的な被害を及ぼさない精神的な行為等については、「暴力の場合とそうでない場合がある」の割合が、身体に直接的な被害を及ぼす行為よりも高くなっているものの、85%以上の県民が暴力だと認識している。

前回調査と比較すると、ほとんどの項目で前回調査時点よりも「暴力に該当する（「どんな場合も」「時により」）」と回答する割合が高くなっており、DVに対する県民の理解、認識が高まっていることが伺える。

図表6-2 配偶者・恋人からの行為に対する暴力認識（性別） [性別：N=1,015、選択数：各1]

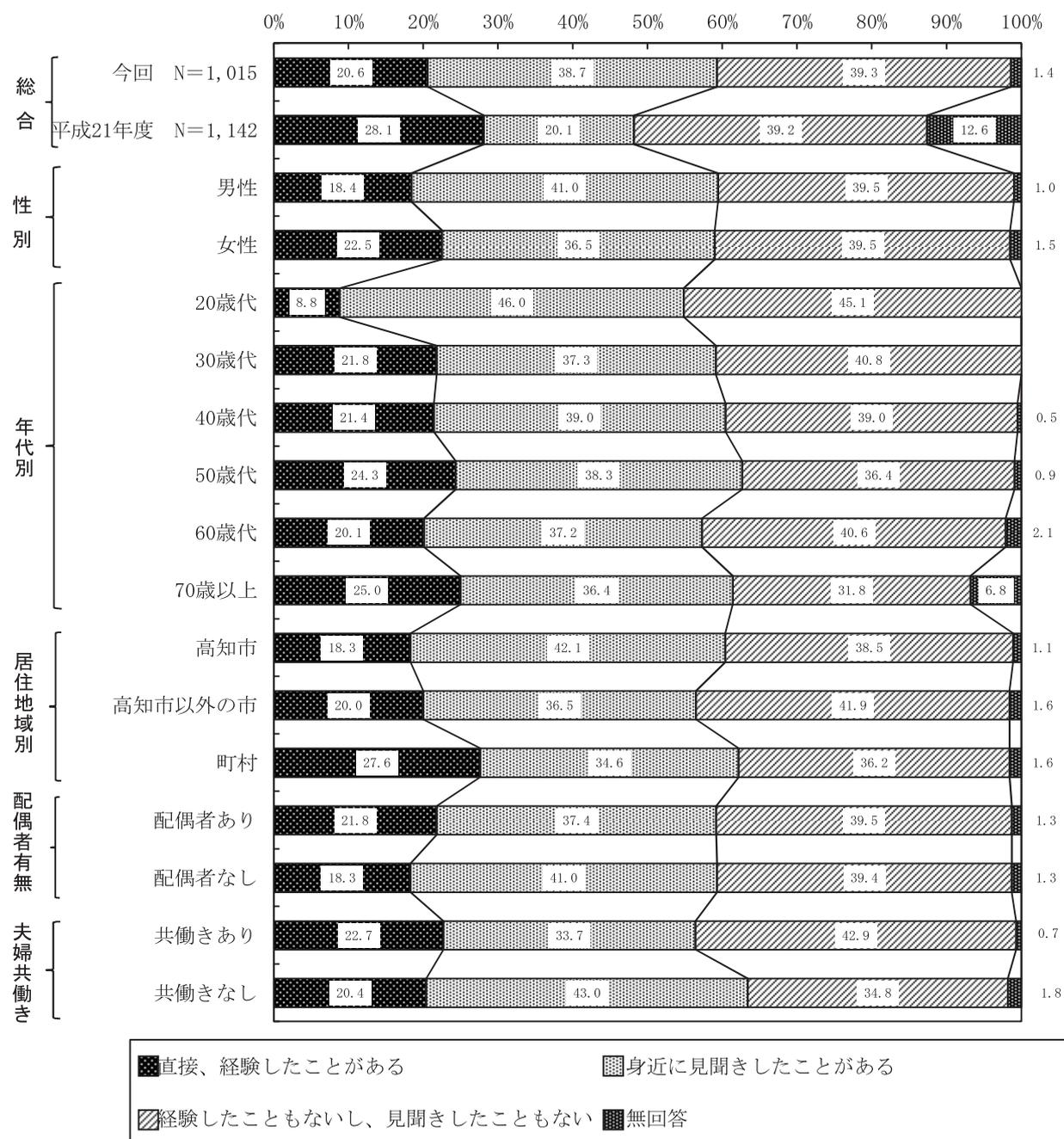


性別では、ほとんどの項目で女性の方がより高率で暴力に該当すると認識している。「どんな場合も暴力に当たると思う」の男女差が最も大きい項目は、「大声でどなる、罵倒する」で男性53.1%、女性64.8%で、差は11.7ポイントである。ただし、身体に直接的な被害を及ぼす行為の中には男性の方が高率で暴力と認識している項目が見られるなど、DVIに対する男性の意識も高まっていると考えられる。

問7 問6のようなことをあなたは経験したり、見聞きしたことがありますか。【全員回答】

【N=1,015、選択数：各1】

図表7-1 配偶者・恋人からの暴力（DV）経験の有無 [総合：N=1,015、選択数：各1]



「直接、経験したことがある」と回答したのは20.6%で、前回調査時の28.1%と比較して7.5ポイント減少した。一方、「身近に見聞きしたことがある」と回答した割合は38.7%で、前回調査時の20.1%と比較すると2倍弱に増加していることから、周囲の人も問6に列挙した行為がDVだと認識するようになってきたことが想定される。

なお、「経験したこともないし、見聞きしたこともない」と回答した割合については39.3%と、前回調査の39.2%とほぼ同率で推移している。

性別では、「直接、経験したことがある」は、男性18.4%、女性22.5%、「身近に見聞きしたことがある」は、男性41.0%、女性36.5%、「経験したこともないし、見聞きしたこともない」は、男女とも39.5%となっている。

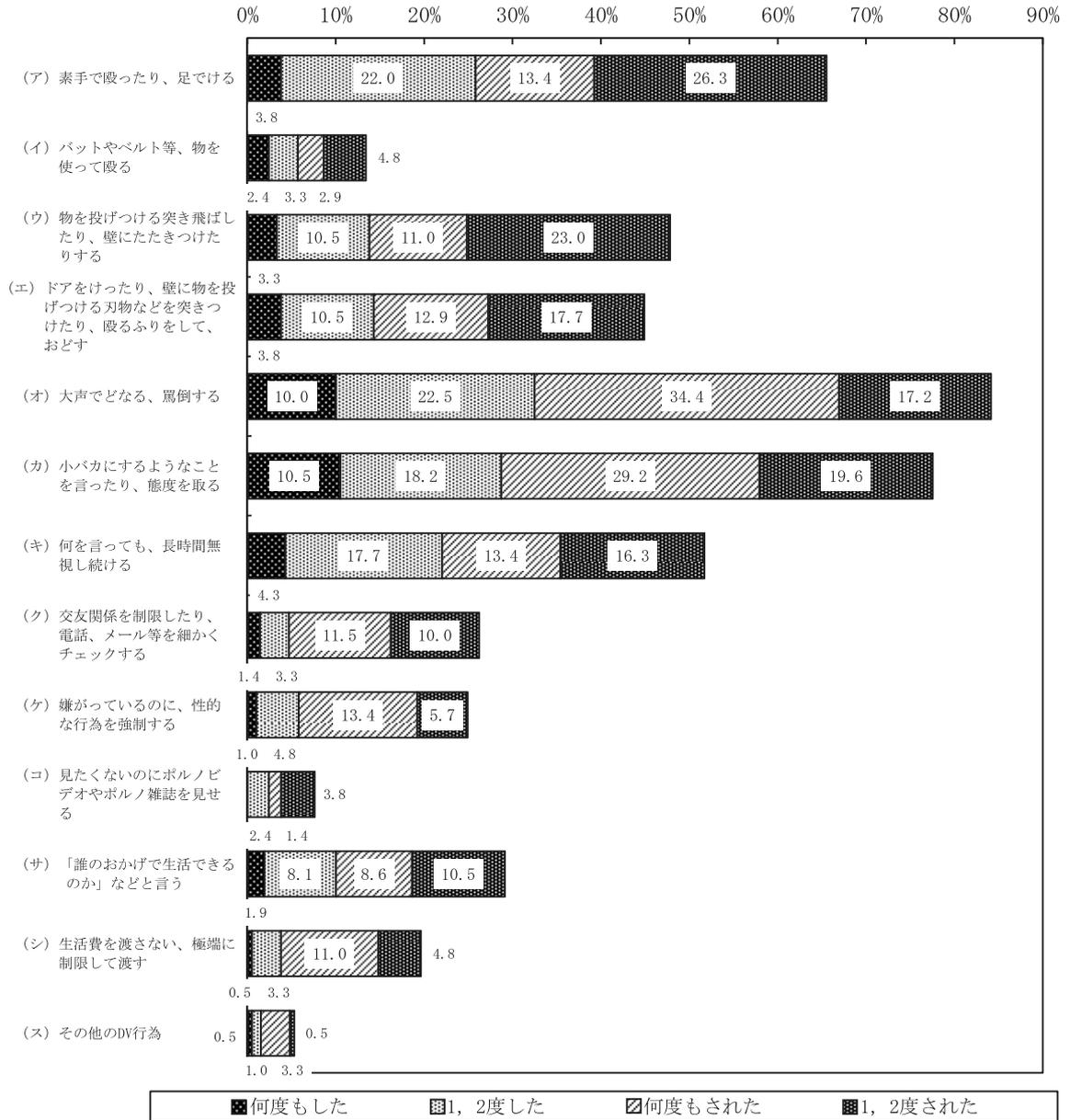
年代別では、20歳代が「直接、経験したことがある」が8.8%と最も少ない一方、「身近に見聞きしたことがある」は、46.0%と最も多くなっている。

★問7で「1. 直接、経験したことがある」を選んだ方のみお答えください。

問8 あなたは、あなたの配偶者や恋人に次のようなことをしたこと、またはされたことはありますか。したこと、あるいはされたことがある方は、項目ごとに、あなたの経験に最も近い選択肢を1つずつ選択して下さい。該当しない箇所は、選択不要です。【問7で「1. 直接、経験したことがある」を選んだ方のみ】
 [N=209、選択数：項目別の「した」「された」ごとにいずれか1つ]

図表8-1 DV経験（加害、被害）の有無及び頻度（全体）

〔総合：N=209、選択数：項目別の「した」「された」ごとにいずれか1つ〕



それぞれの項目において、何らかのDV経験があると回答した割合（全体から「どちらでもない・無回答」の割合を引いたもの）は、「大声でどなる、罵倒する」が70.8%、「小バカにするようなことを言ったり、態度を取る」が65.6%、「素手で殴ったり、足でける」が56.9%の順で高率となっている。

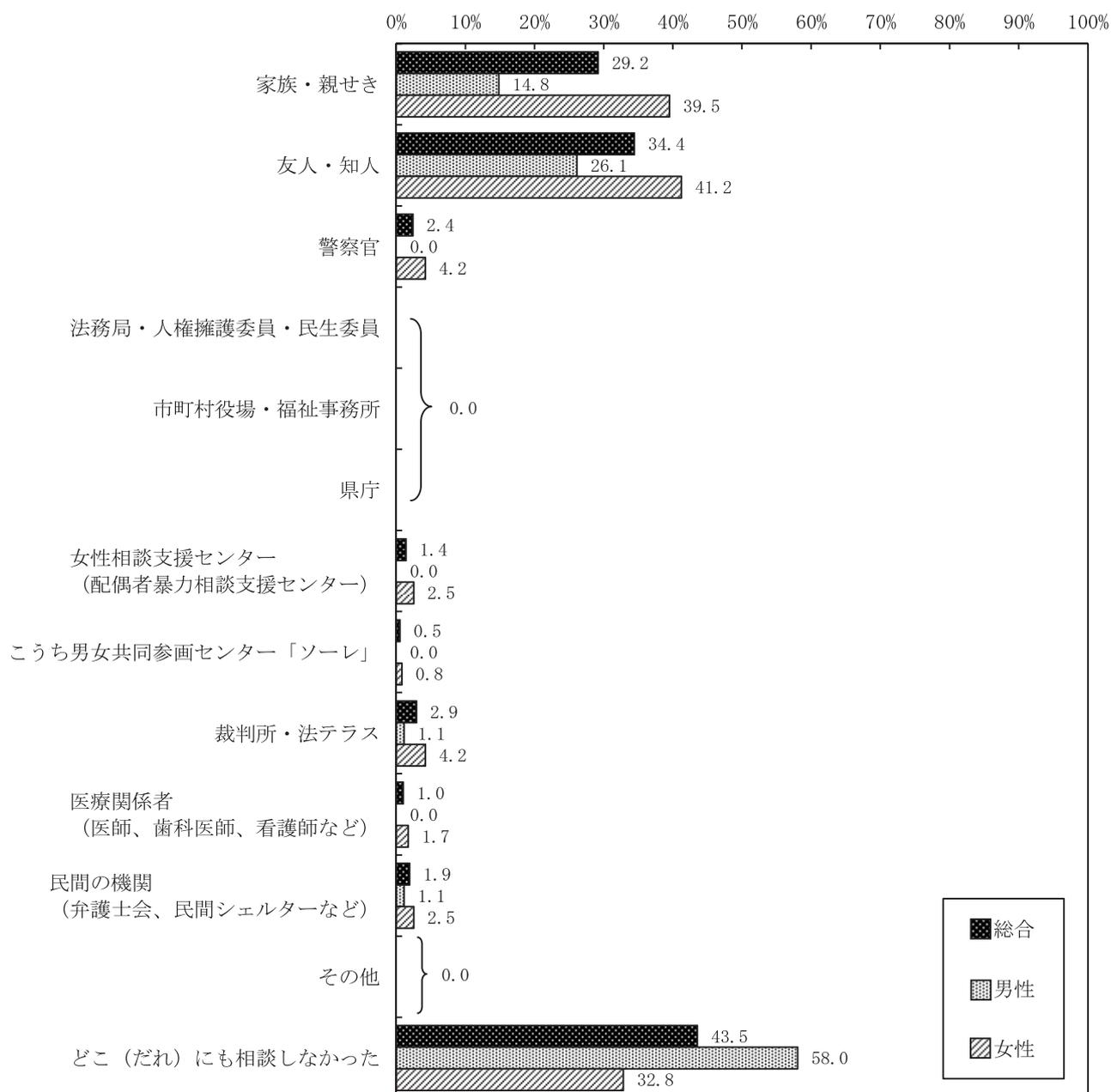
いずれの項目も「した」より「された」の割合が高くなっており、加害者と被害者の間に認識の違いが見られる。「大声でどなる、罵倒する」と「小バカにするようなことを言ったり、態度を取る」の2つの項目については、問6で「暴力の場合とそうでない場合がある」を選択した割合が比較的高いことから、自分の行っている行為はDVではないと認識して行っている可能性がある。

問8 (副問1)

あなたは、問8のしたこと、されたことについて誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。
該当するものをすべて選択して下さい。【問7で「1. 直接、経験したことがある」を選んだ方のみ】

[N=209、選択数：いくつでも]

図表8 (副1) - 1 配偶者・恋人からの暴力(DV)行為についての相談相手(総合・性別)
[総合(N=209)、男性(N=88)、女性(N=119)、選択数：いくつでも]



DV行為について、打ち明けたり、相談した相手について複数回答で質問したところ、「どこ(だれ)にも相談しなかった」割合が43.5%(男性58.0%、女性32.8%)で最も高率であるが、前回調査51.4%と比較すると7.9ポイント減少している。

また、「家族・親せき(29.2%、前回27.4%)」、「友人・知人(34.4%、前回26.5%)」に相談等を行った割合は増加した一方、「女性相談支援センター(1.4%、前回2.2%)」や「男女共同参画センター(0.5%、前回0.6%)」に相談した割合は減少、県庁、市町村役場・福祉事務所、法務局等の公的機関への相談件数はいずれもゼロだった。

★副問1で「13 どこ（だれ）にも相談しなかった」を選んだ方のみお答えください。

問8（副問2）

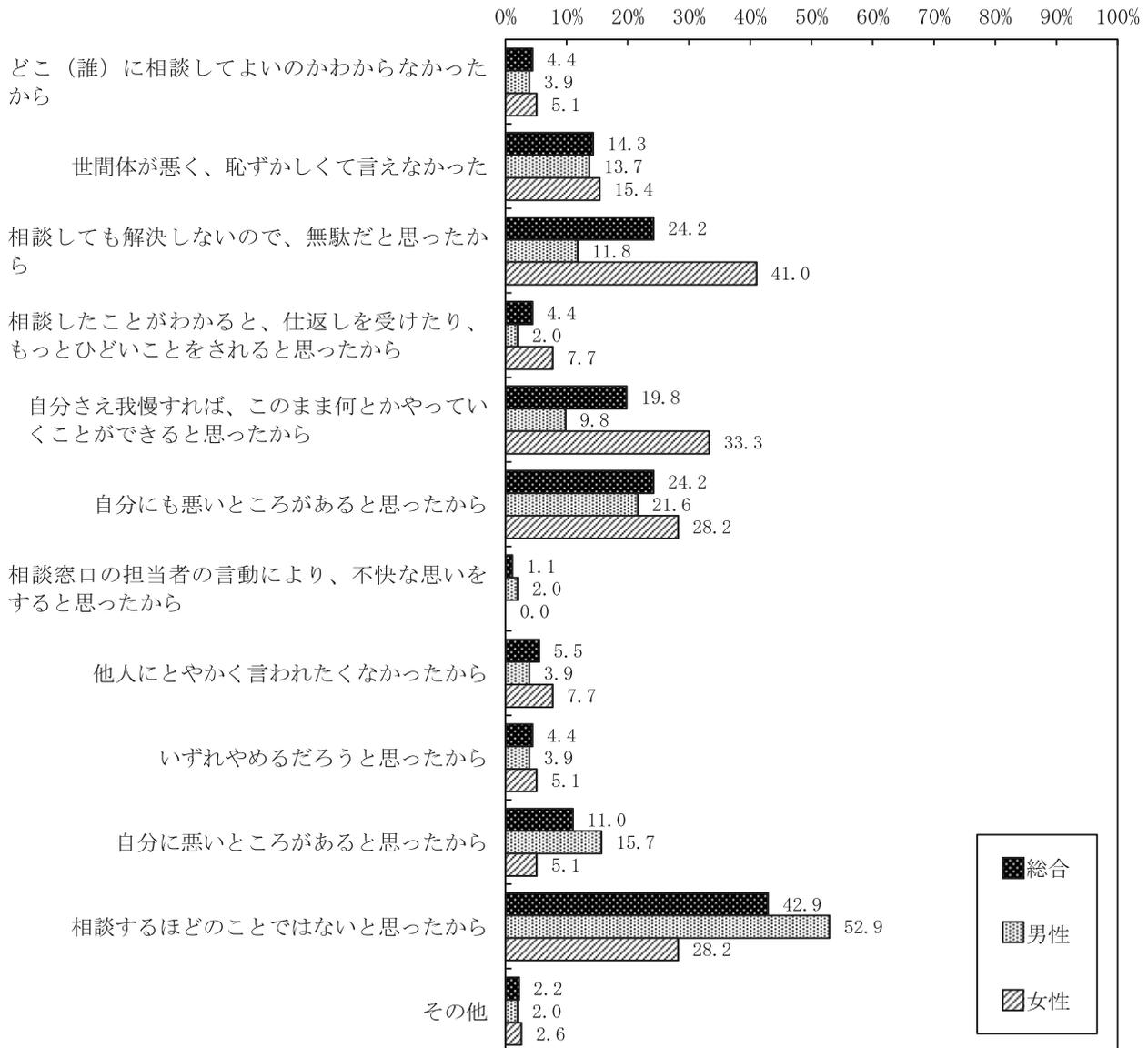
あなたが、どこ（だれ）にも相談しなかったのはなぜですか。

【副問1で「13 どこ（だれ）にも相談しなかった」を選択した方のみ回答】

[N=91、選択数：いくつでも]

図表8（副2）－1 相談しなかった理由（総合・性別）

[総合：N=91、男性（N=51）、女性（N=39）、選択数：いくつでも]



「相談するほどのことではないと思ったから（42.9%、前回 60.0%）」、「自分にも悪いところがあると思ったから（24.2%、前回 20.0%）」、「相談しても解決しないので、無駄だと思ったから（24.2%、前回 17.6%）」の順で高率であった。

性別では、女性は「相談しても解決しないので、無駄だと思ったから（41.0%）」、「自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから（33.3%）」、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」と「相談するほどのことではないと思ったから」が同率の28.2%と続いた。

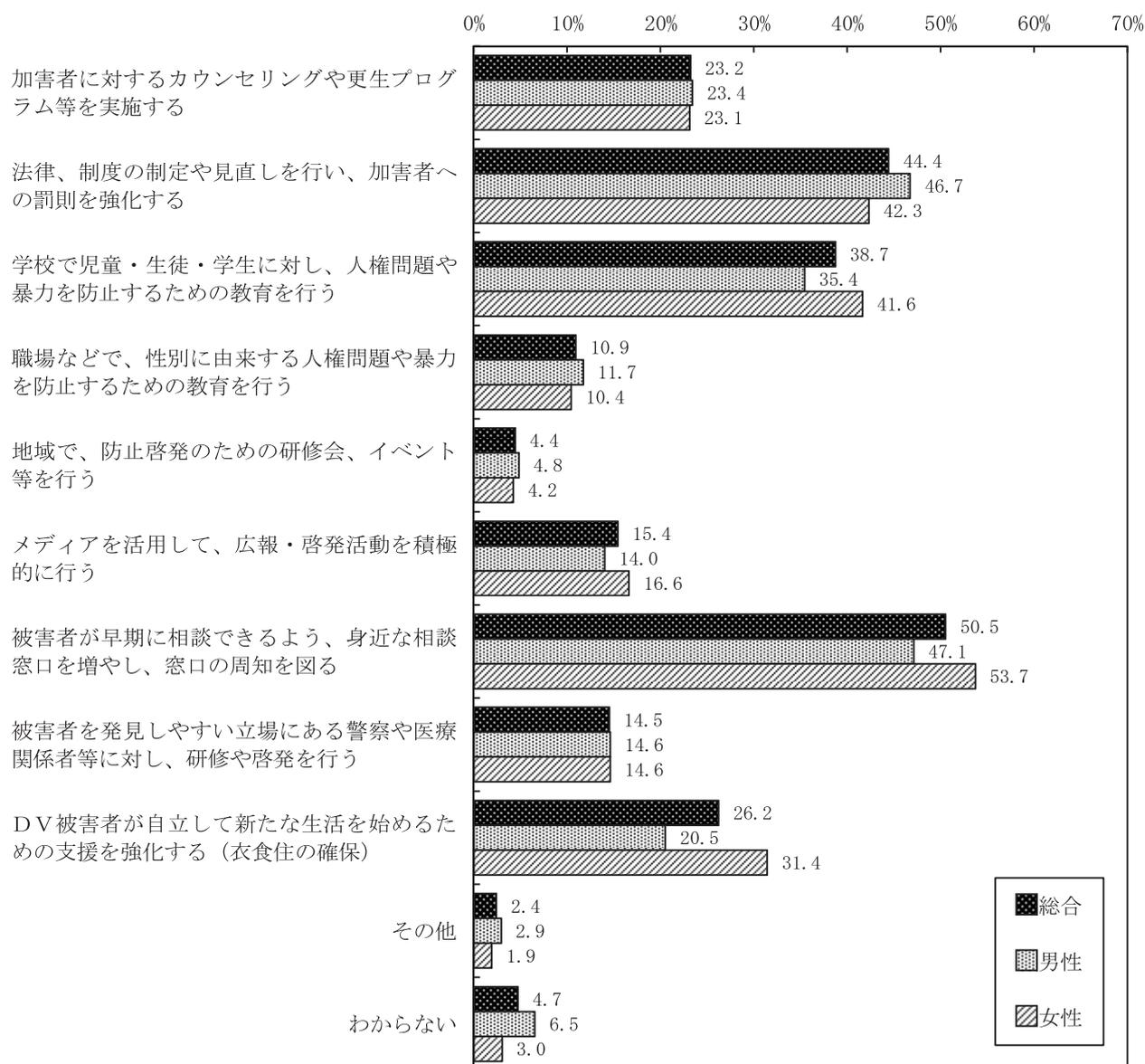
一方男性は、「相談するほどのことではないと思ったから（52.9%）」が半数以上を占め、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから（21.6%）」、「自分にも悪いところがあると思ったから（15.7%）」であった。

問9 デートDV（交際相手からの暴力）、DV（配偶者等からの暴力）、性暴力などの行為が社会問題になっていますが、このような行為を予防し、なくすためには、どうすればよいと思いますか。3つまで選択してください。【全員回答】

[N=1,015、選択数：3つ以内]

図表9-1 DVなどを予防し、なくすために必要と思われること（総合・性別）

[総合・性別：N=1,015、選択数：3つ以内]



今回新たに追加した質問である。

DVや性暴力などの行為を予防し、なくすためには、何を行う必要があるのかを複数回答で質問したところ、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やし、窓口の周知を図る」が50.5%（男性47.1%、女性53.7%）、「法律、制度の制定や見直しを行い、加害者への罰則を強化する」が44.3%（男性46.7%、女性42.3%）、「学校で児童・生徒・学生に対し、人権問題や暴力を防止するための教育を行う」が38.7%（男性35.4%、女性41.6%）の順で高率であった。

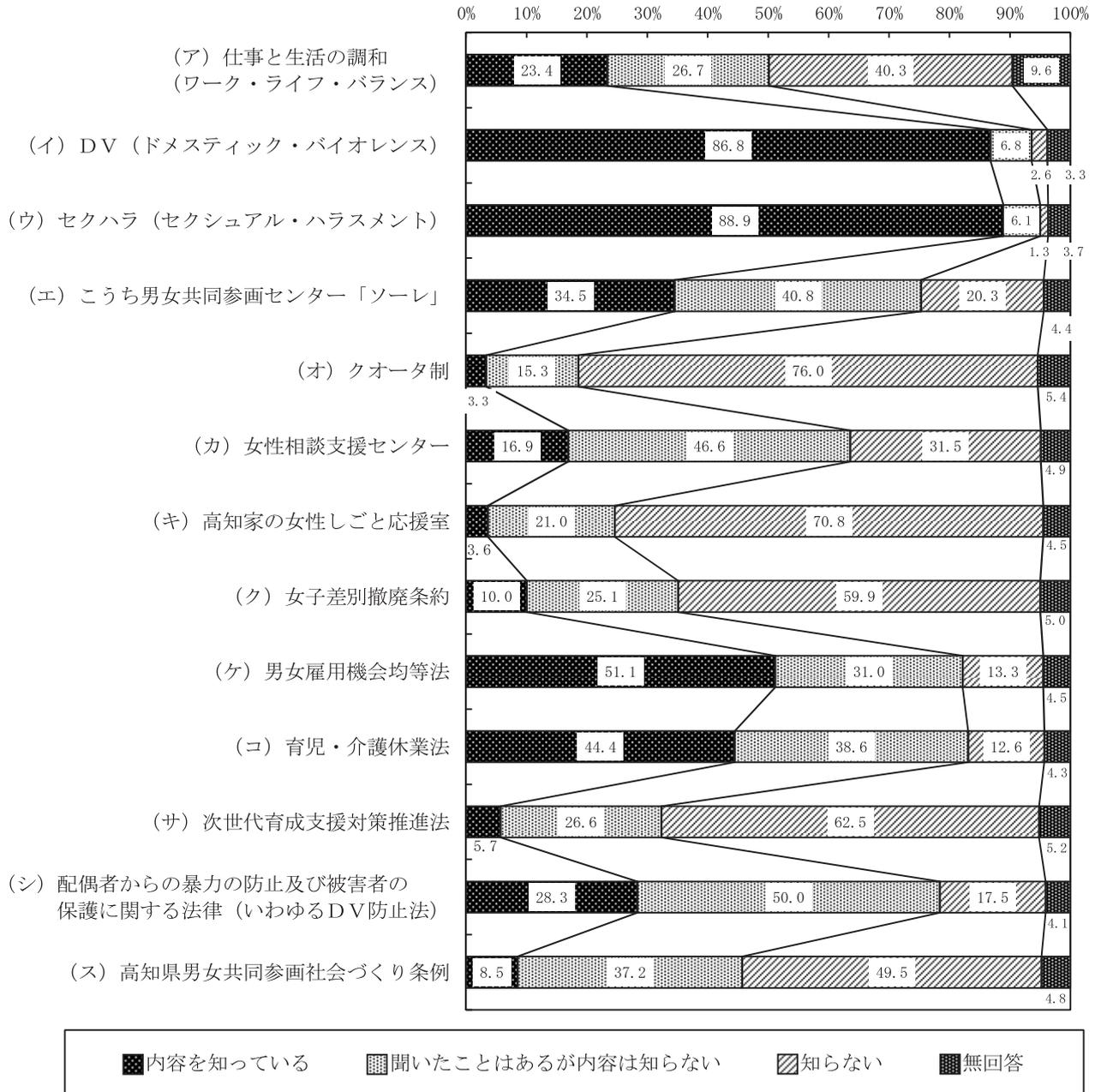
性別でみると、「DV被害者が自立して新たな生活を始めるための支援を強化する（衣食住の確保）」（26.2%）で、女性31.4%、男性20.5%の10.9ポイント差が見られた他は、比較的近い割合であった。

問11 あなたは、次にあげる言葉について、知っていますか。

それぞれの言葉について、該当するものを1つだけ選択してください。【全員回答】

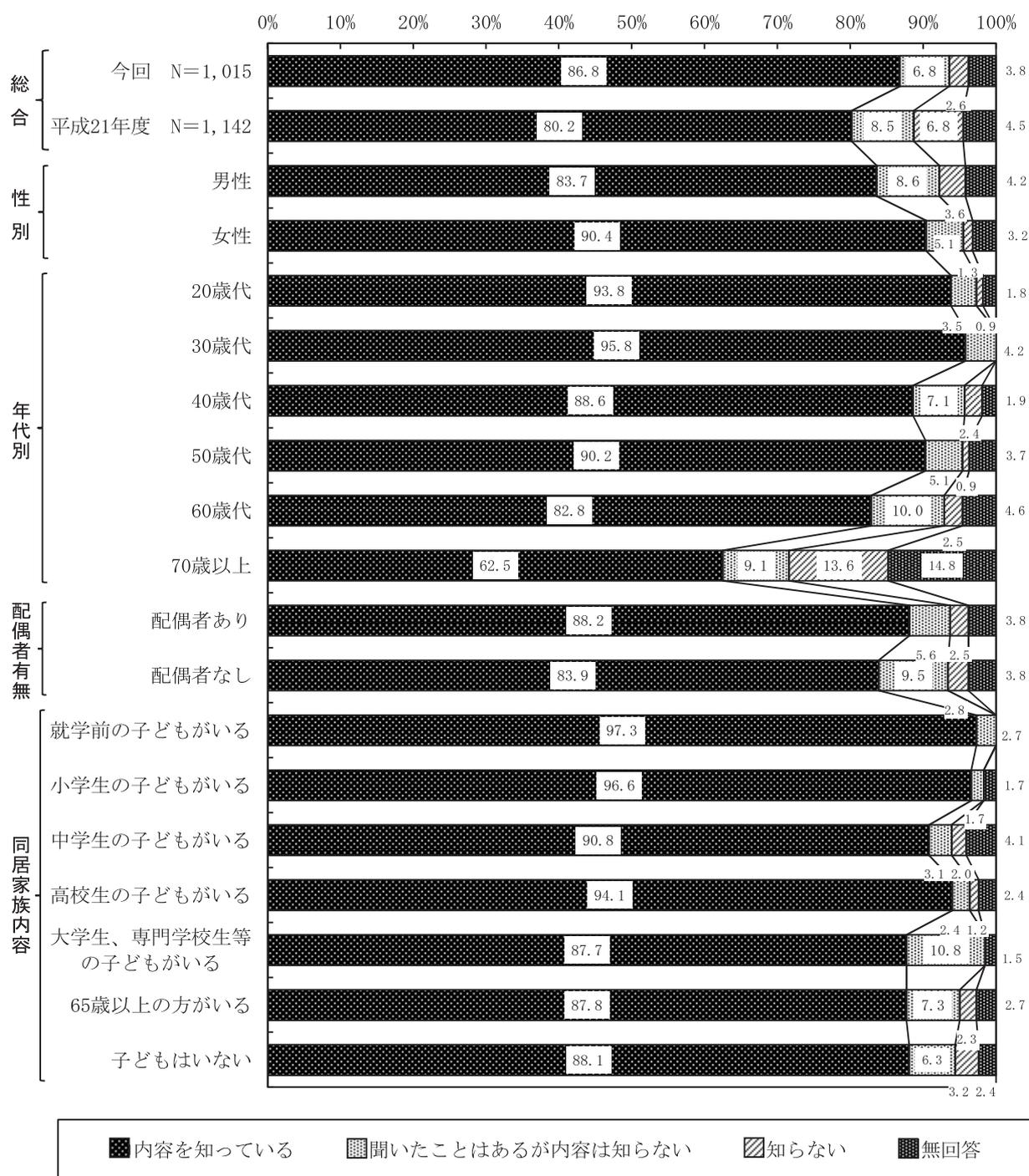
[N=1,015、選択数：各1]

図表11-1 男女共同参画関連用語等の周知度「全体」 [総合：N=1,015、選択数：各1]



(イ) DV (ドメスティック・バイオレンス)

図表 11-4 男女共同参画関連用語等の周知度「DV」 [総合: N=1,015、選択数: 1]



「DV (ドメスティック・バイオレンス)」については、「内容を知っている」(86.8%、前回 80.2%)と「聞いたことはあるが内容は知らない」(6.8%、前回 8.5%)を足すと、93.6%の県民が周知している。

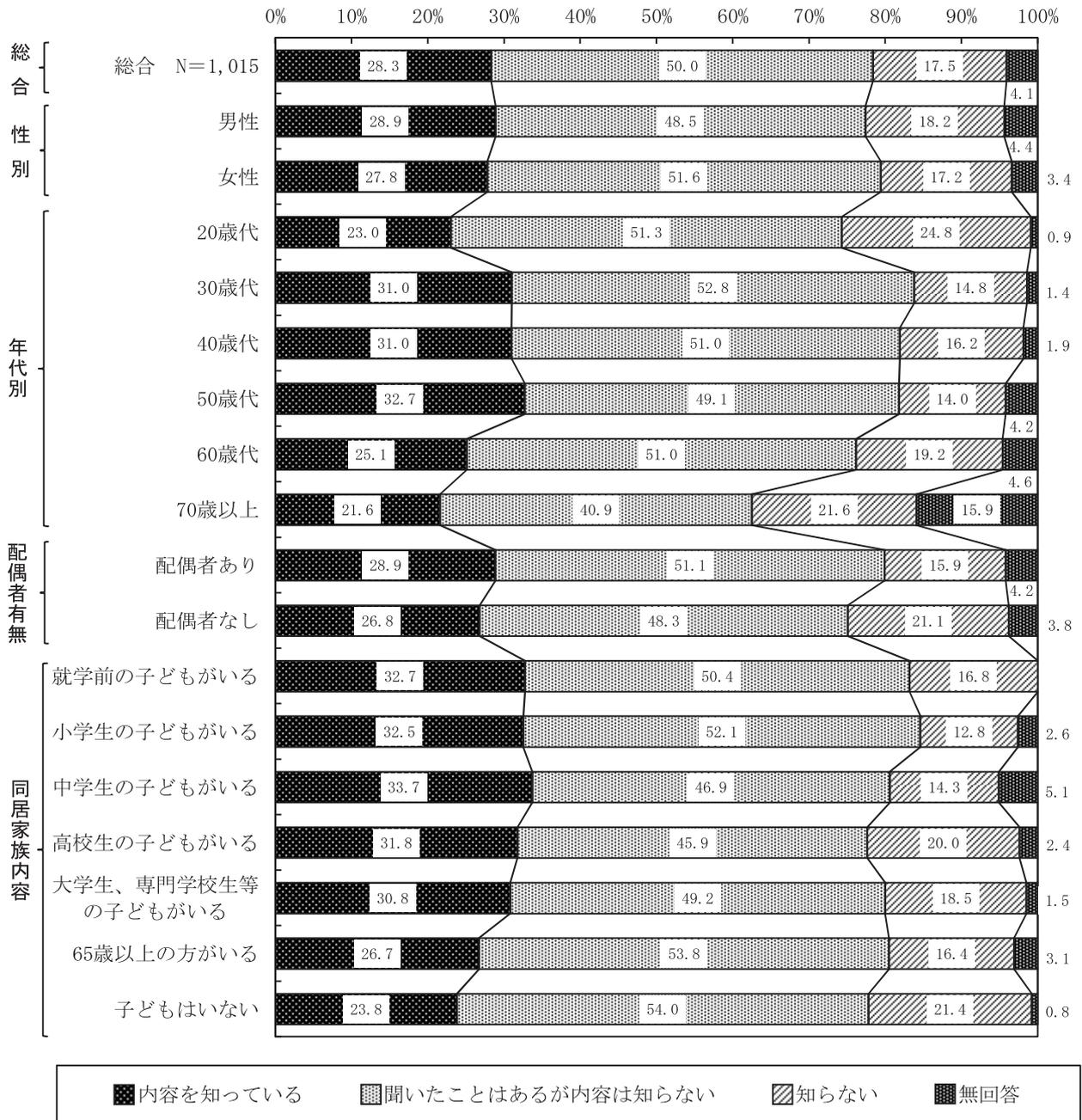
性別では、「知っている」割合は、女性(90.4%)の方が男性(83.7%)よりも高率である。

年代別では、年代が上がるほど周知度が下がる傾向があり、20歳代(93.8%)、30歳代(95.8%)に対して、60歳代(82.8%)、70歳以上(62.5%)であった。

(シ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆるDV防止法）

図表 11-14 男女共同参画関連用語等の周知度「DV防止法」

[総合：N=1,015、選択数：1]



「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆるDV防止法）」については、「内容を知っている」(28.3%)、「聞いたことはあるが内容は知らない」(50.0%)で、約8割の県民が少なくとも名前は知っている状態である。

年代別では、「内容を知っている」の割合が、20歳代(23.0%)、60歳代(25.1%)、70歳以上(21.6%)で低く、30歳代から50歳代は30%を超えている。

4 DV被害者支援に係る県及び国の動き等推移

年度	高知県の動き等	国の動き等
平成 12 年度		<ul style="list-style-type: none"> ○DV防止に係る法律制定に向けた検討開始 <ul style="list-style-type: none"> ・参議院の共生調査会下に「女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム」を設置（4月） ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下、「ストーカー規制法」とする。)が成立 (5月公布、11月24日施行)
平成 13 年度		<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」)が成立 (4月公布、10月13日一部施行)
平成 14 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○女性相談所（現・女性相談支援センター）を配偶者暴力相談支援センターに位置づけるとともに、心理療法担当（非常勤）1名を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○DV防止法完全施行（4月1日） <ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所等の適切な施設への配偶者暴力相談支援センター設置を都道府県に義務化
平成 16 年度		<ul style="list-style-type: none"> ○DV防止法 第1次改正 (6月公布、12月2日施行) <ul style="list-style-type: none"> ・DVの定義拡大（身体的暴力に加え、精神的暴力が追加） ・元配偶者も保護命令の対象に拡大 ・加害者が被害者とともに生活の本拠としている住居周辺の徘徊の禁止を退去命令の対象に追加 ・子に対する接近の禁止命令 ・退去命令の再度の申立ての追加及び期間の拡大（2週間から2ヶ月へ） ・国及び地方公共団体の責務として、被害者の自立支援を明文化 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の策定（12月2日）
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○婦人保護施設を廃止（3月31日） ○女性相談所の附属施設として自立支援施設「ステップ高知」を設置（4月1日） ○高知県DV被害者支援計画策定 (計画期間：平成19年4月～23年3月) 	

年度	高知県の動き	国の動き等
平成 19 年度	○民間シェルターへの運営費補助を開始	<p>○DV防止法 第2次改正 (7月公布、翌年1月3日施行) (保護命令制度の拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命又は身体を加害する脅迫を受けた被害者を保護命令の対象に追加 ・保護命令が禁止する行為に、電話、メール等を追加 ・加害者に対し、保護命令の効力が生じた日から6ヶ月間つきまとい行為をしてはならない命令をする制度を追加 ・被害者の親族等の身辺のつきまとい、親族等が通常所在する場所の付近の徘徊禁止の命令をする制度を追加 <p>(市町村基本計画の努力義務化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における基本計画の策定を努力義務とした <p>(配偶者暴力相談支援センターに関する改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の緊急時における安全の確保をセンター業務として明記
平成 20 年度	○「女性相談所」から「女性相談支援センター」に改称。新築移転。(4月1日)	
平成 23 年度	<p>○生活支援サポーター(非常勤)1名を女性相談支援センターに配置</p> <p>○第2次高知県DV被害者支援計画策定(計画期間:平成24年4月~28年3月)</p>	
平成 25 年度		<p>○DV防止法 第3次改正 (7月公布、翌年1月3日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改称 ・生活の本拠を共にする交際相手(同棲相手)からの暴力も準用 ・同居をやめた後に暴力が続く場合も対象に追加

年度	高知県の動き等	国の動き等
平成 25 年度		<p>○ストーカー規制法 第1次改正 (7月公布、7月23日一部施行、10月3日完全施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談所をストーカー被害者の支援を行う関係機関として明記。 ・ 国及び地方公共団体は「婦人相談所その他適切な施設」による支援に努めるとともに、ストーカー行為等の防止に関する活動を行う自主的な民間組織を支援するための財政上その他の必要な措置を講じなければならないと明記。 ・ 拒まれたにも関わらず連続して電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に追加 ・ 加害者の住所・居住地、ストーカー行為が行われた地を管轄する公安委員会・警察本部長も、禁止命令、警告又は仮の命令等が可能に。
平成 28 年度	<p>○第3次高知県DV被害者支援計画策定 (計画期間：平成29年4月～34年3月)</p>	<p>○ストーカー規制法 第2次改正 (12月公布、1月3日一部施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNSを使ったストーカー行為（LINE、Facebook、Twitter等への執拗なメッセージの送信、ブログへの中傷の書き込み等）を規制の対象に追加。 ・ 罰則の上限を「懲役6月または罰金50万円」から「懲役1年または罰金100万円」に引き上げ、強化。 ・ 緊急の場合は事前警告なしに都道府県の公安委員会が禁止命令を出せるよう強化。 ・ 被害者の告訴なしに起訴できる「非親告罪」に変更。

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）
- 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条—第二十二条）
- 第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）
- 第五章の二 補則（第二十八条の二）
- 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者

からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定

による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立て

に係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成 25 年 12 月 26 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号

※ 平成 26 年 10 月 1 日 一部改正

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月の法改正を経て、平成 25 年 6 月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成 26 年 1 月 3 日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、

住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

1.3 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

1.4 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

7 ストーカー行為等の規制等に関する法律

(平成十二年五月二十四日法律第八十一号)

最終改正：平成二五年七月三日法律第七三号

(目的)

第一条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
 - 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（前項第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。

(つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止)

第三条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

(警告)

第四条 警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、つきまとい等をされたとして当該つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

- 2 一の警察本部長等が前項の規定による警告（以下「警告」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告又は第六条第一項の規定による命令をすることができない。
- 3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。
- 4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 5 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時その他当該警告に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(禁止命令等)

第五条 公安委員会は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る第三条の規定に違反する行為をした場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該警告に係る前条第一項の申出をした者の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。
- 二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項
- 2 公安委員会は、前項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為について禁止命令等を行うことができない。
- 4 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。
- 5 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、禁止命令等の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(仮の命令)

第六条 警察本部長等は、第四条第一項の申出を受けた場合において、当該申出に係る第三条の規定に違反する行為（第二条第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。）があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるとともに、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。

- 2 一の警察本部長等が前項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該仮の命令を受けた者に対し、当該仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為について警告又は仮の命令を行うことができない。
- 3 仮の命令の効力は、仮の命令をした日から起算して十五日とする。
- 4 警察本部長等は、仮の命令をしたときは、直ちに、当該仮の命令の内容及び日時その他当該仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを公安委員会に報告しなければならない。
- 5 公安委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る仮の命令があった日から起算して十五日以内に、意見の聴取を行わなければならない。
- 6 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、公安委員会が前項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間をにおいて」とあるのは、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 7 公安委員会は、仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為がある場合において、意見の聴取の結果、当該仮の命令が不当でないとき、行政手続法第十三条第一項の規定及び前条第二項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで禁止命令等を行うことができる。
- 8 前項の規定により禁止命令等をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。
- 9 公安委員会は、第七項に規定する場合を除き、意見の聴取を行った後直ちに、仮の命令の効力を失わせなければならない。
- 10 仮の命令を受けた者の所在が不明であるため第六項において準用する行政手続法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合の当該仮の命令の効力は、第三項の規定にかかわらず、当該仮の命令に係る意見の聴取の期日までとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、仮の命令及び意見の聴取の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(警察本部長等の援助等)

第七条 警察本部長等は、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けた

い旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

- 2 警察本部長等は、前項の援助を行うに当たっては、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。
- 3 警察本部長等は、第一項に定めるもののほか、ストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 第一項及び第二項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(国、地方公共団体、関係事業者等の支援等)

第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。
- 4 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

(報告徴収等)

第九条 警察本部長等は、警告又は仮の命令をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

- 2 公安委員会は、禁止命令等をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に質問させることができる。

(禁止命令等を行う公安委員会等)

第十条 この法律における公安委員会は、禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に関しては、当該禁止命令等並びに同項の聴聞及び意見の聴取に係る事案に関する第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

- 2 この法律における警察本部長等は、警告及び仮の命令に関しては、当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。
- 3 公安委員会は、警告又は仮の命令があった場合において、次に掲げる事由が生じたことを知ったときは、速やかに、当該警告又は仮の命令の内容及び日時その他当該警告又は仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを当該他の公安委員会に通知しなければならない。ただし、当該警告又は仮の命令に係る事案に関する第五条第二項の聴聞又は意見の聴取を終了している場合は、この限りでない。
 - 一 当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。
 - 二 当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者がその住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。
- 4 公安委員会は、前項本文に規定する場合において、同項ただし書の聴聞又は意見の聴取を終了しているときは、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等を行うことができるものとし、同項の他の公安委員会は、第一項の規定にかかわらず、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等を行うことができないものとする。

5 公安委員会は、前項に規定する場合において、第三項ただし書の聴聞に係る禁止命令等をしないときは、速やかに、同項に規定する事項を同項の他の公安委員会に通知しなければならない。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十一条 この法律により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

(方面本部長への権限の委任)

第十二条 この法律により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行わせることができる。

(罰則)

第十三条 ストーカー行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第十四条 禁止命令等（第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等を行うことにより、ストーカー行為をした者も、同項と同様とする。

第十五条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(適用上の注意)

第十六条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(条例との関係)

2 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

3 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(検討)

4 ストーカー行為等についての規制、その相手方に対する援助等に関する制度については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(通知に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「新法」という。）

第四条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後に同条第一項の申出を受けた場合における警告について適用する。

(条例との関係)

第三条 地方公共団体の条例の規定で、新法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第二条の改正規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるよう

な方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。

- 2 政府は、前項の行為の実情等を把握することができる立場にあることを踏まえ、同項の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、同項の検討に当たって適切な役割を果たすものとする。

8 高知県男女共同参画社会づくり条例

(平成15年12月26日条例第60号)

目次

- 第1章 総則(第1条―第6条)
- 第2章 基本的な取組(第7条―第17条)
- 第3章 性別による人権侵害の禁止等(第18条―第20条)
- 第4章 苦情等の申出の処理(第21条)
- 第5章 こうち男女共同参画会議(第22条―第27条)
- 第6章 雑則(第28条)
- 附則

男女平等をうたった日本国憲法が制定されて、半世紀あまりが過ぎました。この間、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の理念に基づく国のさまざまな取組を踏まえ、高知県においても男女平等を実現するための取組を進めてきました。

しかし、県民意識調査の結果などから、まだまだ性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしのさまざまな場面に存在することが認められます。

高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありますが、家事、子育て、家族の介護などへの男性の参加が十分でなく、女性が負担を感じているという実態があります。農林水産業、商工業などの自営業の分野において、女性は重要な担い手となっているものの、意思決定の場に参画する機会はまだまだ多くありません。

また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。

これらの課題を解決し、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築くためには、県、市町村、事業者そして県民が力を合わせて、男女共同参画のための取組をなお一層進めることが必要です。このことは、また少子高齢化といった社会の変化に対応し、豊かで心の通い合う活力ある高知県を築くためにも大変重要です。

高知県は、自由民権運動発祥の誇りある地であり、かつ、女性の参政権を全国に先駆けて実現した輝かしい歴史を持っています。この自由と進取の精神風土を受け継いで、男女共同参画社会づくりを着実に一步一步前進させ、平和な社会の下、一人一人の人権や個性が平等に尊重される高知県となることを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画社会 女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。
- (3) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画を推進する取組(積極的改善措置を含みます。以下同じ。)を総合的に実施する責務を有します。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者及び市町村と連携して取り組みます。

3 県は、市町村における男女共同参画の取組を支援するため、必要に応じて情報の提供、技術的な助言等に努めます。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければなりません。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めなければなりません。

第2章 基本的な取組

(男女共同参画計画)

第7条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を反映するとともに、第22条に規定するこうち男女共同参画会議の意見を聴きます。

(広報活動等の充実)

第8条 県は、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行うとともに、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う人材を育成するものとします。

2 男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、毎年6月を男女共同参画推進月間とします。

(教育と学習の推進)

第9条 県は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における教育及び県民の学習の場において、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めます。

2 県は、あらゆる分野の教育の場において、男女平等を基本とした教育が行われるよう努めます。

(農林水産業、商工業等自営業の分野における男女共同参画の推進)

第10条 県は、農林水産業、商工業等の自営業の分野において、従事する女性と男性の労働が、適正に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として、経営活動及び地域における活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。

(附属機関等の委員の男女構成)

第11条 県は、県の審議会その他の附属機関等の委員の男女構成については、規則で定める場合を除き、均衡するよう努めるものとします。

2 県は、市町村における審議会その他の附属機関等においても、男女構成が均衡するよう協力を求めるものとします。

(男性の家事、子育て等への参加促進)

第12条 県は、女性と男性が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とが両立できるよう、男性の家事、子育て、家族の介護等への参加を促進するための啓発に努めます。

2 県は、事業者において、その雇用する女性と男性が家事、子育て、家族の介護等にかかわり、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できる環境が整備されるよう支援するものとします。

(生涯を通じた女性の健康支援)

第13条 県は、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった生涯を通じて、自ら健康の保持及び増進をすることができるよう環境整備に努めます。

(拠点施設)

第14条 県は、こうち男女共同参画センターを男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

(調査研究)

第15条 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査研究を行います。

(特定非営利活動法人等との連携及び協働)

第16条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人、女性団体その他の民間の団体との連携及び協働に努めます。

(公表)

第17条 知事は、毎年、県が行う男女共同参画の推進に関する事業の状況及び男女共同参画社会づくりの進捗よく状況を公表します。

第3章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第18条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。)を行ってはなりません。

3 何人も、配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的行為」といいます。)を行ってはなりません。

(配偶者等からの暴力による被害者への支援)

第19条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含みます。次項において「配偶者等」といいます。)から、暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(次項において「被害者」といいます。)に対し、必要に応じて

助言、知事が指定する配偶者暴力相談支援センター及びその他別に指定する施設(次項において「センター等」といいます。)への一時的な入所による保護その他の適切な支援を行います。

2 センター等の長は、前項の一時的な入所による保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、当該被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができます。

(1) 被害者に対し暴力的行為を行った配偶者等又はその者から依頼を受けた者等(次号において「加害者等」といいます。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報への配慮)

第20条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割の固定化又は男女間の暴力的行為を助長する表現を用いないように配慮しなければなりません。

第4章 苦情等の申出の処理

第21条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員(以下この条において「苦情調整委員」といいます。)を置きます。

2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事案の申出をすることができます

3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置を講ずるよう助言又は指導を行います。

4 苦情調整委員は、第2項に基づく事案の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事案の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います

5 苦情調整委員は、第25条に規定する委員の互選により選ばれた者の中から、3名以内で知事が任命するものとします。ただし、申出の内容によっては、同条に規定する委員以外の者を当該苦情調整委員として2名以内で任命することができます。

第5章 こうち男女共同参画会議

(設置)

第22条 男女共同参画の推進に関し、知事の附属機関として、こうち男女共同参画会議(以下「参画会議」といいます。)を置きます。

(任務)

第23条 参画会議の任務は、次のとおりとします。

(1) 男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。

(2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

(組織)

第24条 参画会議は、委員15人以内で組織します。

(委員)

第25条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命します。この場合において、第2号に掲げる者については、2名以上となるよう努めます。

(1) 男女共同参画に関し識見を有する者

(2) 公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
(会長及び副会長)

第26条 参画会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定めます。

2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。
(部会)

第27条 参画会議は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名します。

3 部会の委員は、会長が指名します。

第6章 雑則

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4章及び附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められているこうち男女共同参画プランは、第7条の規定に基づき定められた男女共同参画計画とみなす。

(地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

9 DVについての主な相談機関

(1) 配偶者暴力相談支援センター（高知県女性相談支援センター）

区 分	相 談 時 間		休 み	電 話 番 号
電 話 相 談	月～金曜日	9時～22時	年末・年始 (12月29日 ～1月3日)	相談電話： (おなやみ) 088-833-0783
	土・日・祝日	9時～20時		
来所相談(予約制)	月～金曜日	9時～ 17時15分	土・日・祝日	FAX： 088-833-0782
法律相談(予約制)	第2水曜日	14時～16時		
そ の 他	※ご希望があれば市町村へ出向いての相談もお受けしますので、事前にご相談ください。			
所 在 地	高知市百石町2丁目34-8			

(2) こうち男女共同参画センター「ソーレ」

区 分		相 談 時 間 等		電 話 番 号
女 性 対 象	一 般 相 談	毎日 (休館日を除く)	9時～17時 (面談・電話)	相談電話 088-873-9555
	法 律 相 談 (予 約 制) ※弁護士が対応	第2・第4木曜日	14時～16時 (面談)	予約電話 088-873-9100
	こころの相談(予約制) ※心理カウンセラーが対応	第1木曜日		
男性のための悩み相談(予約制) ※男性の心理カウンセラーが対応		第1・第3火曜日 第4水曜日	18時～20時 (面談・電話)	
休 館 日	毎月第2水曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)			
所 在 地	高知市旭町3丁目115番地			

(3) 警察

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
警 察 本 部 (総合相談窓口)	(代) 088-823-9110 #9110でも可	高知市丸ノ内2丁目4-30
高 知 警 察 署	(代) 088-822-0110	高知市北本町1-9-20
高 知 南 警 察 署	(代) 088-834-0110	高知市棧橋通4-15-11
高 知 東 警 察 署	(代) 088-866-0110	高知市乙807番地1
室 戸 警 察 署	(代) 0887-22-0110	室戸市室戸岬町5523-1
安 芸 警 察 署	(代) 0887-34-0110	安芸市矢ノ丸2-9-2
南 国 警 察 署	(代) 088-863-0110	南国市大桶甲1598-1
土 佐 警 察 署	(代) 088-852-0110	土佐市高岡町甲1842-1
佐 川 警 察 署	(代) 0889-22-0110	高岡郡佐川町丙3555
須 崎 警 察 署	(代) 0889-42-0110	須崎市山手町1-8
窪 川 警 察 署	(代) 0880-22-0110	高岡郡四万十町榊山町4-19
中 村 警 察 署	(代) 0880-34-0110	四万十市右山2034番地17
宿 毛 警 察 署	(代) 0880-63-0110	宿毛市幸町7番54号
<p>・夜間・休日は、当直員が対応します。</p> <p>・各警察署の窓口は、生活安全担当課です。</p> <p>※身に危険がある等の緊急を要する場合は、最寄りの警察署に110番通報してください。</p>		

(4) 法務局

相談窓口	電話番号	内容
みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110	差別や虐待、パワーハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話。
女性の人権ホットライン (全国共通ナビダイヤル)	0570-070-810	DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー等、女性の人権問題に関する専用相談電話。
こどもの人権110番 (全国共通フリーダイヤル)	0120-007-110 (フリーダイヤル)	いじめ、虐待など、子どもの人権問題に関する専用相談電話。
インターネット人権相談受付窓口		人権に関する様々な相談に対応。法務局ホームページの相談フォームに入力すれば、後日、最寄りの法務局から連絡があります。 28年度現在、中国語と英語にも対応しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも電話は最寄りの法務局又は地方法務局につながります。 ・相談時間は、8時30分～17時15分までです。 ・PHS、一部のIP電話等からは、利用できない場合があります。 		

(5) 市町村DV担当窓口

市町村名	担当所属名	電話	住所
高知市	人権同和・ 男女共同参画課	088-823-9913	高知市本町5丁目1-45
室戸市	人権啓発課	0887-22-5115	室戸市浮津25番地1
安芸市	福祉事務所	0887-35-1009	安芸市矢ノ丸1丁目4-40
南国市	総務課	088-880-6551	南国市大堀甲2301
土佐市	男女共同参画センター	088-852-4039	土佐市高岡町甲2192-1
須崎市	人権交流センター	0889-42-1420	須崎市栄町8-32
宿毛市	人権推進課	0880-62-0225	宿毛市桜町2番1号
土佐清水市	じんけん課	0880-82-1124	土佐清水市天神町11番2号
四万十市	人権啓発課	0880-35-1035	四万十市中村大橋通4丁目10番地
香南市	人権課	0887-57-8507	香南市野市町西野2706
香美市	福祉事務所	0887-53-3117	香美市土佐山田町宝町1-2-1

市町村名	担当所属名	電話	住所
東洋町	住民課	0887-28-1811	安芸郡東洋町野根丙1963-2
奈半利町	住民福祉課	0887-38-4204	安芸郡奈半利町乙1032-1
田野町	保健福祉課	0887-38-2812	安芸郡田野町1828-5
安田町	町民生活課	0887-38-6712	安田町大字安田1850番地
北川村	住民課	0887-32-1214	安芸郡北川村野友甲1530番地
馬路村	健康福祉課	0887-44-2112	安芸郡馬路村大字馬路443
芸西村	企画振興課	0887-33-2114	芸西村和食甲1262番地
本山町	住民生活課	0887-76-2113	長岡郡本山町本山504番地
大豊町	住民課	0887-72-0450	長岡郡大豊町高須231番地
土佐町	教育委員会	0887-82-0483	土佐町土居206
大川村	総務課	0887-84-2211	土佐郡大川村小松27-1
いの町	総務課	088-893-1113	吾川郡いの町1700-1
仁淀川町	保健福祉課	0889-35-0888	吾川郡仁淀川町大崎393-2
中土佐町	健康福祉課	0889-52-2662	高岡郡中土佐町久礼6584番地1
佐川町	健康福祉課	0889-22-7137	高岡郡佐川町甲1650-2
越知町	住民課	0889-26-3211	高岡郡越知町越知甲2457番地
梶原町	保健福祉支援センター	0889-65-1170	高岡郡梶原町川西路2320番地1
日高村	健康福祉課	0889-24-5197	高岡郡日高村本郷61-1
津野町	町民課	0889-55-2314	高岡郡津野町永野471番地1
四万十町	町民環境課	0880-22-3117	高岡郡四万十町琴平町16番17号
大月町	町民福祉課	0880-73-1113	幡多郡大月町弘見2230
三原村	住民課	0880-46-2111	幡多郡三原村来栖野346
黒潮町	住民課	0880-43-2800	幡多郡黒潮町入野2019-1

※担当所属名は平成28年度現在のものです。

相談される際には、お住まいの市町村役場でご確認下さい。

第3次「高知県DV被害者支援計画」

平成29年3月

高知県文化生活部 県民生活・男女共同参画課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話：088-823-9651 / FAX：088-823-9879

メールアドレス 141601@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/>

